

(平成22年9月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	53 件
国民年金関係	21 件
厚生年金関係	32 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	58 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	40 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成元年 3 月まで

私の夫が昭和 59 年 2 月に会社を退職してしばらくした時期に、自宅に国民年金保険料の納付を督促する通知と一緒に納付書が送付されてきたため、私が 2 か月分ずつ何回かに分けて区役所内の金融機関の出張所で保険料を納付した。その後の保険料については、集金人に毎月納付し、領収書を受け取っていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が昭和 59 年 2 月に会社を退職してしばらくした時期に、国民年金保険料の納付を督促する通知と一緒に納付書が送付されてきたため、申立期間の保険料を区役所内の金融機関の出張所で納付したと主張しているところ、オンライン記録によると、昭和 61 年 4 月 1 日の国民年金の資格取得について、「取得事由 適用漏れ」とされていることから、その主張と合致する上、当時、区役所内に金融機関の出張所が存在していたことが確認でき、納付書により保険料を納付することが可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、国民年金保険料を督促する通知が送付された後について、集金人に保険料を納付して領収書を受け取っていたとしているところ、当時、申立人の居住していた市では、集金人制度が実施されていたことが確認できることから、申立内容に不自然さは認められない。

さらに、申立期間について、申立人が納付したとする国民年金保険料額は、当時、実際に納付した場合の金額とおおむね一致している。

加えて、申立人は、昭和 43 年 5 月から長期間にわたり国民年金に任意加入して国民年金保険料を納付している上、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月

私が転職することになったため、平成8年6月ごろ、私の妻が、市役所で、夫婦二人の国民年金の手続を行った。申立期間の国民年金保険料についても、妻が、同年7月ごろ、夫婦二人分を納付書により市役所で納付した。夫婦二人の保険料は、妻が、いつも一緒に納付していたはずなのに、申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、その妻が市役所で夫婦二人の国民年金の切替手続を行い、納付書により同所で国民年金保険料の納付を行ったと主張しているところ、申立人の申立期間を除く国民年金加入期間について、厚生年金保険からの切替手続が適切に行われ、保険料が納付済みとされていることが確認できる上、その妻については、申立期間の保険料が納付済みとされていることから、申立人のみ申立期間の保険料が納付済みとされていないのは不自然である。

また、申立期間の国民年金保険料について、申立人の妻は、納付書により夫婦二人分の保険料を市役所で納付したと主張しているところ、当時、納付書により同所の窓口で保険料を納付することは可能であったことから、申立内容に不自然さは認められない。

さらに、オンライン記録によると、申立期間の国民年金への変更手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の妻は、自身の種別変更手続を複数回にわたり適切に行い、保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月まで

私は、20 歳になったときは学生であったが、病気のため長期間入院しており、私の将来を心配した母親が、市役所の支所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた。当時、母親から私の国民年金手帳を何回か見せてもらい、最初は 100 円ぐらいの印紙が貼られていたが、その後は金額が上がり色の違う印紙が貼られていたことを憶えている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 36 年に、病気で入院していた申立人の将来を母親が心配し、母親が国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付を行っていたと主張しているところ、母親から見せてもらった国民年金手帳に貼ってあったとする印紙の金額は、申立期間の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 42 年 5 月に払い出されていることが確認できるものの、オンライン記録、特殊台帳及び年金手帳によると、国民年金の被保険者資格の取得年月日が 36 年 3 月 6 日となっていることから、制度発足後に加入手続きを行い、さかのぼって被保険者資格を取得した場合の取得年月日は 36 年 4 月 1 日となるべきことを踏まえると、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続きを行った時期は同年 3 月であった可能性を否定できない。

さらに、申立人の兄は、「私が昭和 38 年に結婚したころ、申立人と同年生

まれである私の妻は国民年金に加入していなかったが、私の母親に加入を勧められて加入手続を行った。」旨証言しており、その妻は、40年4月以降の国民年金保険料を完納していることが確認できることから、申立人の母親が、それ以前から同居していた申立人の加入手続を行い、保険料を納付していたと考えるのが自然である。

加えて、申立期間当時、申立人の両親は共働きであったことから、申立人の国民年金保険料を納付するだけの資力があったものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年9月から8年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年9月から8年4月まで
② 平成10年1月から同年3月まで

平成7年9月ごろ、母親が住所地の区役所に出向いて、私の国民年金の加入手続を行った。

私の国民年金保険料は、母親が毎月自宅に来ていた集金人に、姉の分と一緒に納付した。

私は、国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の国民年金保険料を納付したとするその母親は、自宅に来た集金人に対して、申立人の姉の保険料と一緒に、毎月定期的に納付したと述べているが、申立期間①当時居住していた市では、集金人による保険料の収納が行われており、納付周期も1か月ごとであったことが確認できることから、申立人及び申立人の保険料を納付したとするその母親が述べている納付方法と一致する。

また、オンライン記録では、申立人は、申立期間①後の国民年金保険料を毎月納付しており、一緒に納付したとするその姉の保険料の納付日と一致していることが確認できることに加え、申立期間①当時、申立人の保険料と一緒に納付したとするその姉の保険料は納付済みとなっていることから、申立人も同期間の保険料を納付していたと考えても特段不合理な点は見受けられない。

- 2 一方、申立期間②について、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていることから同期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。
また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年9月から8年4月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 3 月から同年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月から同年 5 月まで

私は、昭和 63 年 2 月に会社を退職した際、会社の労務部の人から国民年金に加入するように勧められたので、同年 3 月ごろに、区役所で国民年金の加入手続を行った。後日、区役所で加入当初の国民年金保険料を納付し、その後は、自宅に来た集金人に毎月保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 3 月ごろに、区役所で国民年金の加入手続を行い、後日、区役所で加入当初の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の被保険者に同年 4 月に 20 歳に到達し手帳記号番号が付与されている者が存在することから、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、同年同月ごろであると推認でき、その時点において、申立期間は、区役所で保険料を納付することができる期間である。

また、申立人は、申立期間直後の昭和 63 年 6 月から結婚して第 3 号被保険者となる前月の平成 15 年 9 月までの国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められ、その申立人が加入当初の 3 か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったとする特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月から3年3月まで

私の母親は、私が平成2年3月に学校を卒業してしばらくしたころ、市役所の出張所で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、当時、私はアルバイト収入の一部を生活費として母親に渡しており、母親はその収入の中から私の保険料を送付されてきた納付書により未納がないように納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、送付されてきた納付書により申立期間の国民年金保険料を未納が無いように納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年7月に払い出されていることが確認できることから、その時点で申立期間の保険料を過年度納付することは可能であり、その当時の過年度保険料の取扱いとしては、社会保険事務所（当時）から未納者に対して、少なくとも年に1回は納付書を発行することとされており、申立人は、申立期間についての納付書を受け取っていたものと考えられることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間の国民年金の保険料額は、納付済みとなっている申立期間直後の平成3年4月以降の保険料額よりも安価であることから、申立人が申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人の母親は、「息子（申立人）が20歳の時は、国民年金に加入していなかったが、学校を卒業した後、自営業を始めることになったため、

私が市役所の支所で国民年金の加入手続をした。当時、息子から生活費を貰^{もら}っていたので、その生活費の中から息子の国民年金保険料を毎月納付していた。さかのぼって納付したこともあったかもしれないが、送られてきた納付書により保険料を納付していたことは確かです。」と証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 49 年 3 月まで

私の母親は、私が将来年金を受け取ることを考えて、私が 20 歳になったときに市役所の支所で私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、私が結婚するまで母親が婦人会の集金人に継続して納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になったときにその母親が市役所の支所で加入手続を行い国民年金保険料を、婦人会の集金人に納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の加入時期からみて、昭和 49 年 12 月ごろ払い出されていることが推認でき、別の手帳記号番号の払い出された形跡も見当たらないが、申立人の昭和 46 年度の保険料は納付済みとなっており、特例納付をした形跡もないことから、申立人の母親が、申立人が 20 歳になった昭和 46 年*月ごろに加入手続を行い、別の手帳記号番号が払い出されていたと考えるのが自然である。

また、申立人が居住していた市では、当時、婦人会の集金人制度が存在していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立期間直後の厚生年金保険加入期間については、保険料を重複して納付したため還付された記録が確認できるが、充当可能な未納期間がある場合、還付に先立ち充当すべきところ、申立期間の一部に充当することなく当該保険料が全額還付されていることから、申立期間の保険料は納付済みであった可能性が考えられる。

加えて、申立人の夫は、「妻（申立人）の国民年金については、結婚する時に妻（申立人）の両親からそれぞれ別の機会に、娘（申立人）は国民年金に加入しているので、引き続き国民年金保険料を納付してほしいと言われた。当時、国民年金に加入している人は少なかったこと、及び私の収入から妻（申立人）の保険料を納付することになったため、記憶している。」旨証言している。

その上、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、申立期間の保険料は納付済みである上、国民年金制度創設時から 60 歳に到達するまでの保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年9月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月から7年3月まで

私は、大学生だった20歳のころに、親に勧められて、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、親に出してもらったお金を使って、自分で、20歳になった時までさかのぼってまとめて自宅付近の郵便局か金融機関で納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、加入手続後に、20歳になった時までさかのぼってまとめて納付したと主張しているが、申立期間の保険料は加入手続を行った時点で過年度納付が可能であった上、平成8年9月9日付けで現に当該期間に係る過年度納付書が社会保険事務所（当時）において作成されていることが確認できることから、申立人が過年度納付により、保険料を納付していたとしても特段不合理な点は認められない。

また、申立期間は1回、かつ7か月と短期間であり、申立人の国民年金保険料を負担したとするその父親の当時の標準報酬月額から申立期間の保険料を納付することは十分可能であったことに加え、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から同年3月まで

私が20歳になったところに、私の両親が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。加入手続後の国民年金保険料については、父親が家族全員分の保険料を集金人に納付しており、納付した際には、集金人に国民年金保険料預かり証に押印してもらっていた。当該預かり証を現在も所持しているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が集金人に国民年金保険料を納付した際に、国民年金保険料預かり証に印を押してもらっていたと主張しているところ、申立人の所持する国民年金保険料預かり証には、申立期間である昭和57年1月から同年3月までの欄に集金人の印が押されていることから、申立期間の保険料は現年度納付されたものと推認できる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その父親が家族全員分の保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、申立期間当時、その父親及び母親の保険料は納付済みとなっている。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその父親は、国民年金制度発足時より国民年金に加入し、保険料を完納していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる上、申立期間は1回、かつ3か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 9 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月から同年 11 月まで

私は、20 歳になったときに、自分で区役所へ行き国民年金の加入手続を行った。加入手続を行った後の国民年金保険料については、自分が集金人に納付していた。昭和 52 年 6 月に転居してからは、アパートの大家が自分の保険料と一緒に集金人に私の保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人が居住していたアパートの大家が自分の保険料と一緒に集金人に納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた市では、当時、集金人制度が存在しており、2 か月ごとに保険料の集金をしていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の年金手帳は、昭和 53 年 9 月 27 日に再交付されていることが申立人の所持する年金手帳で確認できることから、申立人が再交付の手続をしながら申立期間の保険料を納付せず、同年 12 月から保険料納付を開始したとは考えにくい。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる上、申立期間は 1 回、かつ 3 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月まで

私は、昭和 49 年 9 月ごろに、区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、私が郵便局へ行き、納付書で納付していたと思う。私は、保険料をずっと納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 9 月ごろに、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、同年同月ごろであると推認できる上、同年同月から申立期間を除く 61 年 3 月までの期間の保険料は納付済みとされている。

また、申立期間当時、申立人の住所やその夫の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立人は、その夫の収入から国民年金保険料を納付していたと述べているところ、申立期間当時のその夫の標準報酬月額は、最高等級で推移していたことが確認できることから、申立期間の保険料を納付するだけの資力を有していたものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月まで

私は、昭和 63 年 5 月に結婚し、夫と一緒に区役所へ婚姻届を提出しに行った際に、国民年金の加入手続を行った。その際に、区役所の職員に国民年金保険料を 2 年分さかのぼって納付することを勧められたので、後日、一人で区役所へ行き、申立期間の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 5 月に結婚し、夫と一緒に区役所へ婚姻届を提出しに行った際に、国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の婚姻届は、同年同月に提出されていることが申立人の戸籍により確認できる上、申立人の第 3 号被保険者資格取得の処理が、同年 6 月に行われていることがオンライン記録により確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は、婚姻届の提出と同時に同年 5 月に行われたものと推認でき、その時点では、申立期間は国民年金保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った際に区役所の職員から、国民年金保険料を 2 年分さかのぼって納付することを勧められたので、後日、一人で区役所へ行き、申立期間の保険料を一括で納付したと主張しているところ、申立期間直後の昭和 63 年 4 月の保険料は納付済みとされていることから、申立人は国民年金の加入手続を行った時点より前の期間の保険料を納付する意思があったものと推認できる上、納付したとする金額も申立期間の保険料を一括して納付した場合の保険料額とおおむね一致している。

さらに、申立人の妹は、申立人が結婚後に、国民年金保険料をまとめて納

付するのは大変であったことから、両親に対して国民年金に未加入であったことについて愚痴を言っていたことを覚えているとしている上、申立人の夫も、申立人から、申立期間の保険料を一括で納付してきたことを聞いたとしており、申立人の主張を裏付ける証言が得られている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月まで

私は、二人目の子供が生まれた昭和 53 年に市役所で国民年金の加入手続を行い、同年の春ごろに郵便局で申立期間の国民年金保険料を 1 年分まとめて前納した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、二人目の子供が生まれた昭和 53 年に市役所で国民年金の加入手続を行い、同年の春ごろに郵便局で申立期間の国民年金保険料を 1 年分まとめて前納したとしているところ、申立人が所持する年金手帳を見ると、申立人は、同年 2 月に国民年金に任意加入していることが確認できる上、同年同月から申立期間を除く 61 年 3 月までの期間の保険料は納付済みとされている。

また、申立期間は、任意加入期間であり、その当時申立人の夫の標準報酬月額は、高額で推移していたことが確認できることから、申立人が、12 か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付したと考えるも特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められ、9年10月の国民年金の納付記録については、国民年金第3号被保険者として保険料納付済期間であると認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年12月
② 平成9年10月

私は、平成7年4月以降、雇用形態が1年未満の勤務についていたため契約期間が終了するたびに、市役所の市民センターで厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、国民年金加入期間に係る国民年金保険料を同市民センターで納付書により納付した。不規則な勤務形態であったため、切替手続きの際には何度も確認をしていたにもかかわらず、申立期間①が未納とされていること、及び申立期間②が未納で第3号被保険者期間とされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年4月以降、市民センターで厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、国民年金加入期間に係る国民年金保険料を同市民センターで納付書により納付したと主張しているところ、申立人は、同年同月以降、毎年、申立期間①及び②を含めて切替手続きを適切に行っていること、保険料を同市民センターにおいて現年度納付することは可能であったこと、及び申立期間前後の国民年金加入期間の保険料を現年度納付していることが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人のオンライン記録では、申立期間①及び②については、平成14年9月に国民年金の資格記録が追加されたことにより未納期間となっていることから、当時は未加入期間とされている一方、申立人の所持する年金手帳では、申立期間①については第1号被保険者期間に該当する記載があるこ

と、及び申立期間②については第3号被保険者期間に該当する記載があることが確認できることから、当時、行政の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立期間①及び②は、それぞれ1か月と短期間である上、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間において国民年金保険料をすべて納付しているとともに、付加保険料を納付している期間も見られるなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められ、申立期間②については、国民年金第3号被保険者として保険料納付済期間であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月から42年3月まで

私は、A店を経営していた事業主宅で家事手伝いをしており、昭和38年7月に、その事業主宅に来た区役所の職員を通じて国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、事業主夫婦と一緒に、事業主宅に来ていた集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の国民年金保険料について、事業主宅に来ていた集金人に納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた区では、当時、集金人制度が存在していたことが確認できる上、申立人が納付していたとする保険料額は、申立期間当時の金額と一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、事業主夫婦と国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、その事業主夫婦の申立期間の保険料は納付済みとなっている上、その事業主の妻は、「申立人は、自宅に来ていた集金人に自分のお金で保険料を納付していた。私達夫婦も一緒に納付していた。」旨証言している。

さらに、申立人の国民年金被保険者台帳では、昭和40年7月17日に国民年金手帳が交付されていることが確認でき、その手帳が交付された時点において、申立期間のうち同年4月から42年3月までの期間の国民年金保険料は集金人に現年度納付することが可能であったことから、当時、加入手続を行ったにもかかわらず、納付が可能であった40年4月以降の申立期

間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

- 2 一方、申立人は、昭和 38 年 7 月に、区役所の職員を通じて国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金被保険者台帳では、申立人に国民年金手帳が交付されたのは、40 年 7 月 17 日であることが確認できることから、その手帳が交付された時点において、申立期間のうち、38 年 7 月から 40 年 3 月までの期間の国民年金保険料は、過年度納付することとなるが、申立人は、さかのぼってまとめて保険料を納付した憶えは無く、集金人は過年度保険料を収納することができないことから、当該期間の保険料を納付したとする事情がうかがえない。

また、申立人は、加入手続を行ったとする時期から申立人の国民年金手帳が交付された時期を通じて同一区内に居住しており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

さらに、申立人が、申立期間のうち、昭和 38 年 7 月から 40 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月及び同年9月

私は、時期は不明だが、会社を退職後、両親に勧められて自宅近くの市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料についても、同市役所で納付した記憶があり、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は不明だが、会社を退職後、市役所で国民年金の加入手続を行い、同市役所で納付書により申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人が所持する年金手帳では、当該期間は国民年金の第1号被保険者期間である旨の記載が確認でき、申立期間当時、納付書により同市役所内にある金融機関で保険料を現年度納付することは可能であった上、年に数回、社会保険事務所（当時）による集合徴収が同市役所で行われており、その場で保険料を過年度納付することも可能であったことから、申立人の主張に特段不合理な点は認められない。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間については国民年金の未加入期間とされているところ、申立人が所持する年金手帳では、当該期間は国民年金の第1号被保険者期間である旨の記載が確認できることから、当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立期間は1回、かつ2か月と短期間である上、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付済みであることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 6 月から 54 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 6 月から 54 年 1 月まで

私は、結婚を契機に会社を退職した後、母親に勧められ、昭和 52 年 6 月に国民年金の任意加入手続を行った。その際に、退職した会社で受領した年金手帳を持参した。加入手続後の国民年金保険料については、私が、納付書により金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親に勧められ、昭和 52 年 6 月に国民年金の任意加入手続を行ったと主張しているところ、退職した会社で受領した年金手帳を持参したこと、並びに加入手続後の年金手帳には、申立期間当時居住していた住所及び2つの年金番号が記載されていたことを鮮明に記憶していることなどから、申立人の主張には信憑性^{びよう}があり、その主張どおり加入手続を行っていたものと推認できる。

また、申立期間の国民年金保険料について、自宅近くの金融機関で納付していたと主張しているところ、申立人が保険料を納付していたとする金融機関は当時実在し、保険料を収納していたことが確認できる上、申立人が納付していたとする保険料額は、申立期間当時に実際に納付した場合の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、その母親に勧められて国民年金の任意加入手続を行い、その夫の給与から国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、その母親は、申立期間当時の保険料は納付済みである上、その夫は申立期間当

時、厚生年金保険に加入しており、その標準報酬月額から、申立人の保険料を納付するだけの十分な資力があつたものと推認できるとともに、その夫は、「妻（申立人）は、結婚当初から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。」旨証言していることから、20 か月と比較的短期間である申立期間を納付できなかったとする特段の事情はうかがえない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年1月から同年3月までの期間及び同年7月から40年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年1月から同年3月まで
② 昭和39年7月から43年3月まで
③ 昭和47年1月から同年3月まで

私は、昭和27年から飲食店に住み込みで働いており、国民年金制度創設時にその店主夫婦及び従業員と一緒に国民年金に加入した。結婚するまでの国民年金保険料については、店主夫婦が給与から控除して、自分たちの保険料と一緒に集金人に納付したはずである。結婚後は、独立して飲食店を営むために転居したが、私の妻が夫婦二人分の保険料をその飲食店に来た集金人に毎月納付していた。保険料を納付したにもかかわらず、申立期間①、②及び③が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、国民年金制度創設時に、勤務先である飲食店の店主夫婦及びほかの従業員と一緒に国民年金に加入し、結婚するまでの国民年金保険料を、その店主夫婦が給与から控除して、自分たちの保険料と一緒に集金人に納付していたはずであると主張しているところ、申立人と一緒に国民年金に加入したとする飲食店の店主夫婦及び従業員は、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できる上、申立人が結婚して昭和40年5月に住所変更手続を行うまでの申立期間①及び申立期間②のうち39年7月から40年4月までの期間の保険料は納付済みとなっていることから、申立人のみ当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人は、国民年金に加入後、結婚するまでの期間については、

勤務先の店主夫婦が申立人の国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているが、当時、申立人が居住していた地域では、集金人が存在していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人が国民年金に加入後、結婚して住所変更を行うまでの期間について、申立人の国民年金保険料を納付したとする店主夫婦は、国民年金制度創設時からそれぞれ 60 歳に到達するまでの保険料をすべて納付していることから、国民年金に対する納付意識は高かったものと認められる。

- 2 一方、申立人は、昭和 40 年 5 月に独立して飲食店を経営するために転居した後は、その妻が夫婦二人分の国民年金保険料を、同飲食店に来た集金人に毎月納付したと主張しているが、申立人と一緒に保険料を納付したとする申立人の妻は、申立期間②のうち、転居後である同年同月から 43 年 3 月までの期間及び申立期間③については、申立人と同様に保険料が未納である。

また、昭和 40 年 5 月以降に申立人と一緒に国民年金保険料を納付したとするその妻が国民年金の加入手続を行った時期は、妻の国民年金手帳記号番号の前後の番号が払い出された任意加入被保険者の資格取得日から、46 年 7 月以降と推認できることから、申立内容と一致しない。

さらに、申立人が、申立期間②のうち、昭和 40 年 5 月から 43 年 3 月までの期間及び申立期間③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 7 月から 40 年 4 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から40年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から40年9月まで

私は、国民年金制度が始まったころ、サラリーマンの妻であったが、国民年金に入った方が良いと思い、国民年金の任意加入手続を行った。

私は、夫に反対されながらも、国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年10月に国民年金に任意加入しているが、加入手続を行う際に反対されたことや、その後40年10月に資格喪失手続を行うに至った事情など、その夫に反対されながらも国民年金保険料を納付していた当時の状況を具体的に記憶している上、国民年金の任意加入手続を行っておきながら、加入当初から一度も保険料を納付せず、資格喪失手続を行っているとは考えにくく、申立期間の保険料を納付したと見るのが自然である。

また、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人は、集金人に国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人が居住している市では、申立期間当時、集金人による保険料の収納事務が開始されていたことが確認でき、申立内容に特段不合理な点は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から41年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月から41年2月まで

私は、昭和39年12月に就職し、勤務先の上司から、「現在はまだ厚生年金保険に加入していないので、自分で国民年金に加入するように。」と言われたので、市役所で国民年金の加入手続を行ったはずである。加入手続後の国民年金保険料については、私が同僚と一緒に2、3か月ごとに200円若しくは300円を市役所で納付していたにもかかわらず、私の記録のみ申立期間が未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年12月に就職し、勤務先の上司から、自分で国民年金に加入するように言われ、市役所で国民年金の加入手続を行い、同僚と一緒に市役所で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は、加入手続の際に国民年金手帳を受領し、被保険者の種別欄の強制の文字が市の押印とともに丸で囲まれていたことを鮮明に記憶している上、申立人が納付していたとする保険料額は、^{びょう}申立期間当時の保険料額と一致していることなどから、申立人の主張には信憑性があり、その主張どおり加入手続を行っていたものと推認できる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、同僚と一緒に納付していたと主張しているところ、申立期間について、その同僚の保険料は納付済みとされている。

さらに、申立人は、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行ってい

るなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められるとともに、申立期間は1回、かつ15か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、昭和 39 年 4 月ごろに、自宅に来た郵便局の職員に勧められたので、国民年金の加入手続を行ったと思う。

申立期間の国民年金保険料については、毎月、集金人から印紙を購入し、国民年金手帳に貼^はり付けて納付した。

申立期間の国民年金保険料が、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後の昭和 40 年 4 月から厚生年金保険に加入する前月の平成 4 年 4 月までの国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳は、昭和 40 年 6 月に発行されていることから、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、同年同月ごろであると推認でき、その時点において、申立期間は、国民年金保険料を納付することが可能な期間であり、保険料の納付意欲が高かったと認められる申立人が、12 か月と短期間である申立期間の保険料を納付したと考えるも特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成元年12月31日から2年4月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年4月1日とし、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成2年4月1日から3年3月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料をB社の事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年12月31日から2年4月1日まで
② 平成2年4月1日から3年3月1日まで

私は、平成元年2月20日から3年5月20日まで、A社においてC業務に従事していたが、厚生年金保険の被保険者記録によると申立期間①の記録が欠落している。

また、申立期間②については、給与もほとんど変わることなく30万円ほどもらっていたのに、標準報酬月額が15万円と記録されている。納得できないので調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録から、申立人は、当該期間にA社において勤務していたことが確認できる。

また、申立人が提出した平成元年分給与支払報告書並びに平成元年分及び2年分確定申告書から、申立人が当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の給与支払報告書及び確定申告書の「社会保険料等の金額」並びに申立人のA社における平成元年及びB社における2年のオンライン記録から、30万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は当該期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は当該期間において法人の事業所であることが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、当該期間において、適用事業所でありながら社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、上記の給与支払報告書及び確定申告書の内容から判断すると、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料をB社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主の所在も不明であり、事業主が保険料を納付したか否かについての確認はできないが、給与支払報告書及び確定申告書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が当該期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成17年1月31日に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を18万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち平成17年3月1日から18年9月1日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（22万円）であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を22万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち平成18年9月1日から19年7月16日までの期間については、申立人は、その主張する標準報酬月額を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を18年9月から19年3月までは20万円に、同年4月から同年6月までは22万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年1月31日
② 平成17年3月1日から19年7月16日まで

私がA社に在職中、給与支給明細書に記載してあるとおりの厚生年金保険料が控除されていたが、ねんきん定期便で内容を確認したところ、賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず記録されており、標準報酬月額も実際より低くなっていた。申立期間の標準賞与額及び標準報酬月額について、控除されていた保険料に見合った額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された賞与支給明細書により、申立人は、平成17年1月31日に支給された賞与から、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、平成17年1月31日の標準賞与額については、賞与支給明細書の保険料控除額により、18万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②のうち、平成17年3月1日から同年9月1日までの期間については、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する22万円と記録されていたところ、同年8月12日付けで、11万8,000円に引き下げられていることが確認できる。しかし、申立人から提出のあった当該期間の給与支給明細書から、当該期間当時、申立人の報酬月額がその標準報酬月額（11万8,000円）に見合った額に減額された事実は無い。

また、滞納処分票により、平成17年8月当時、当該事業所において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成17年8月12日付けで行われた^{そきゆう}遡及訂正処理は、事実に即したものととは考え難く、申立人について同年3月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由が見当たらないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

また、当該^{そきゆう}遡及訂正処理を行った以降の平成17年9月から18年8月までの申立人の標準報酬月額については、17年7月15日付けで申立人が主張する22万円と記録されていたところ、同年8月12日付けで取消処理がされた上で、同年8月30日付けで11万8,000円と記録されている。しかし、申立人から提出のあった当該期間の給与支給明細書において、定時決定の算定基礎となる同年4月から同年6月までの支給額は22万円の標準報酬月額に見合った額であったことが確認できることから、定時決定を減額しなければならなかった合理的な事情が認められない。このことから、当該期間のうち、申立人の標準報酬月額の変更処理が行われた同年8月12日以降の期間の標準報酬月額の記録については、有効な記録訂正とは認められない同日の減額処理に連動してなされた処理の結果であると考えるのが適当であり、同年9月1日の定時決定における処理は、有効な処理

であったとは認め難い。

これらを総合的に判断すると、平成 17 年 8 月 30 日付けの処理の結果として記録されている申立人の申立期間②のうち同年 3 月から 18 年 8 月までの期間に係る標準報酬月額については、22 万円に訂正することが必要である。

なお、当該処理を行った日以降の最初の定時決定（平成 18 年 9 月 1 日）で 10 万 4,000 円と記録されているところ、当該定時決定については訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立期間②のうち、平成 18 年 9 月 1 日から 19 年 7 月 16 日までの期間については、事業主から 18 年 7 月 6 日付けで提出された、同年 9 月からの健康保険厚生年金保険被保険者算定基礎届により、申立人の標準報酬月額がオンライン記録どおりの 10 万 4,000 円で届け出られていることが確認できるところ、申立人から提出のあった給与支給明細書によると、事業主により給与から控除されていた厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人の給与支給明細書において確認できる報酬月額から、平成 18 年 9 月から 19 年 3 月までは 20 万円、同年 4 月から同年 6 月までの期間については 22 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から届け出られた健康保険厚生年金保険被保険者算定基礎届において、事業主は、給与支給明細書等で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ていることが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日（昭和55年5月1日）及び資格取得日（58年12月1日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月1日から58年12月1日まで

私は、A社に昭和44年ごろから平成11年7月31日まで継続して勤務していた。最初はアルバイトをしていたが、正社員となった後の厚生年金保険被保険者記録では、昭和55年5月1日から58年12月1日までの厚生年金保険の記録が欠落している。給与明細書等は所持していないが、申立期間は継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和52年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、55年5月1日に同資格を喪失後、58年12月1日に同社において同資格を再度取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

また、雇用保険の加入記録では、申立人は昭和55年5月1日にA社の関連企業であるB社に異動し、申立期間において同社に在籍したとなっている。

しかしながら、申立人は、人事異動は無く同じ職場で勤務していたと主張しているところ、A社及びB社の事業主（同一人）は、申立人がB社に異動したのは申立期間の数年後のことであり、申立期間はA社において継

続して勤務していたと証言している。

また、A社では申立人とほぼ同じ時期に被保険者記録が欠落している同僚が2名存在しているものの、その同僚は、当該期間において申立人と共に同社に継続して勤務し、保険料が控除されていたと述べている。

さらに、事業主は当該期間における厚生年金保険料の控除と保険料納付を行ったはずであると述べている一方で、両社の経理担当者が同一人であるため、届出の誤りがあった可能性を認めている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和55年4月の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を控除していたからには納付しているはずであると回答しているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年5月から58年11月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を平成15年4月1日に、同資格の喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月1日から同年10月1日まで

私は、平成15年4月1日から17年4月1日までの期間のうち、15年10月から同年12月までの期間を除き、A事業所のB施設で勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。当時の保険料控除を証明する給与明細書は残っていないが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係るA事業所の雇入通知書及び同僚の証言から、申立人は申立期間において同事業所のB施設に勤務していたことが認められる。

また、C共済組合から提供されたアルバイト雇用制度概要及び申立人から提出されたA事業所の雇入通知書の労働条件から判断すると、申立人は厚生年金保険の加入条件を満たしていたことが推認できるところ、申立期間当時、正職員として勤務していた同僚は、「当時のアルバイトは皆、社会保険の加入条件を満たしていた。」と証言している。

さらに、嘱託職員として勤務していた同僚は、「社会保険の加入条件について、職種によって異なる扱いをしていなかったと思う。」と証言をしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された申立期間に係るA事業所の雇入通知書に記載されている日給及び平成16年1月から同年6月までのアルバイト賃金支給明細書に記載されている日給が同額であり、同年1月のオンライン記録の標準報酬月額が16万円であることから、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届や、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないことは通常考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年4月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、F社）における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和20年9月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を130円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月30日から21年4月1日まで

私は、昭和19年10月1日にA社に入社し、同社C工場に勤務していた。20年1月から同年9月まで兵役についた。その後、同社C工場に復職し、直ちに同社B工場に転勤になった。同社B工場の資格取得日が21年4月1日となっているのは納得いかない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持するA社の永年勤続表彰状及びF社の社会保険関連業務を担当しているE社の「データベースに申立人の名前があることからA社に在籍していたことは確認できる。」との回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が所持する従業員台帳の写しに「S20.10 B工場D課」と記載されており、E社では、「申立人の所持している資料は、異動の際に従業員の履歴を記載する従業員台帳の一部であると考えられる。」としていることから、昭和20年9月30日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和21年4月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から判断すると、130円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B所における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和34年5月16日に、資格喪失日に係る記録を35年9月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月16日から35年9月5日まで
私は、C社で働いていたが、A社B所で人材が必要になり、臨時工員として勤務した。35年8月の賃金精算書で年金保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の兄は、「申立人は申立期間にA社B所に勤務していた。」と供述しており、当該兄は、申立期間において、当該事業所における厚生年金保険被保険者としての記録が確認できる。

また、申立人は、A社B所の正社員であった兄の紹介で同社に入社し、D社からの勧誘でA社を退社するまで仕事の内容は同じだったとしていることから、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことが認められる。

さらに、申立人は申立期間の一部である昭和35年8月の賃金精算書を所持しており、当該精算書で、「年金保険料」として260円が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人の所持する賃金精算書の「年

金保険料」の控除額に見合う標準報酬月額である1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年4月1日から5年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成5年10月1日から7年4月16日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を5年10月から6年10月までは53万円、同年11月から7年3月までは59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から7年4月16日まで
厚生年金保険被保険者記録では、平成3年4月から7年3月までの標準報酬月額が、当時の報酬月額と相違している。申立期間の給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成3年4月1日から5年4月1日までの期間については、オンライン記録において、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額は、当初53万円と記録されていたところ、同年4月27日付けで、3年4月1日にさかのぼって8万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の当時の代表取締役から当該期間に係る減額訂正処理についての回答は得られなかったが、申立人と同様に当該期間に係る標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されている同僚が年金記録確認B地方第

三者委員会に対して記録の訂正を求めた申立てについて、同委員会が照会を行ったところ、当該代表取締役は、経営状況の悪化により厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納したため、社会保険事務所の担当者から、滞納額を解消する方法として役員の標準報酬月額を引き下げる方法を提案され、それに同意して当該訂正処理を行った旨の供述が得られている。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本から、申立人は当該期間に取締役であることが確認できるが、当時の取締役及び社員は「申立人は、技術担当役員であり、経理業務には関与していない。」と供述していることから、申立人は、当該減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成5年4月27日付けで行われた訂正処理は事実即したものと考え難く、社会保険事務所において標準報酬月額をさかのぼって減額訂正する合理的な理由は無いことから、有効な記録の訂正とは認められない。このため、当該訂正処理の結果として記録されている申立人の3年4月から5年9月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

なお、当該減額訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成5年10月1日）で8万円、平成6年10月1日の定時決定で9万8,000円と記録されているところ、当該処理については上記の訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

申立期間のうち、平成5年10月1日から7年4月16日までの期間について、申立人が所持していた給与明細書から、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（平成6年9月及び同年10月は53万円、同年11月から7年3月までは59万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書から判断して平成5年10月から6年10月までは53万円、同年11月から7年3月までは59万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人が所持していた給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が全期間にわたり一致していないことが確認できる。このことから、事業主は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和38年12月1日に、同資格の喪失日に係る記録を43年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38年12月から39年9月までは2万4,000円、同年10月から40年5月までは2万6,000円、同年6月から同年9月までは3万3,000円、同年10月から42年5月までは3万円、同年6月から同年9月までは3万6,000円、同年10月から43年2月までは3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月1日から43年3月1日まで

私が昭和37年1月から勤務していたA社は38年12月に倒産し、新たにB社として再出発した。私は、そのまま同社で、同社の命令で43年3月にC社に移籍するまで勤務していたので、申立期間を、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の上司及び同僚の証言並びに当時のB社の従業員及び業務内容に関する申立人の申立内容から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が名前を記憶している上司及び同僚は、申立期間当時、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が記載され、厚生年金保険の加入が記録されている。

さらに、申立人は、申立期間の前後の期間が当該事業所の関係事業所で厚生年金保険被保険者として記録されており、申立期間の後に申立人が被保険者として記録されているC社には、申立人のほかにB社から継続して

被保険者となっている者が1名確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、B社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と業務内容や勤務形態の同質性が高い同僚の記録から、昭和38年12月から39年9月までは2万4,000円、同年10月から40年5月までは2万6,000円、同年6月から同年9月までは3万3,000円、同年10月から42年5月までは3万円、同年6月から同年9月までは3万6,000円、同年10月から43年2月までは3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについて不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づいて定時決定や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年12月から43年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA学校における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を平成11年4月1日に、同資格の喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月1日から同年10月1日まで

私は、申立期間において、A学校でC職として勤務しており、厚生年金保険料も給料から控除されていたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B県教育庁から提出された申立人に係る給与台帳及び申立人から提出のあったB県知事が支払者となっている平成11年分給与所得の源泉徴収票により、申立人は申立期間においてA学校に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与台帳に記載されている厚生年金保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間及び前後の期間の当該事業所の健康保険の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後

被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成 11 年 4 月から同年 9 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 50 年 8 月 9 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、51 年 1 月 5 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8 万 6,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月 9 日から 51 年 1 月 5 日まで
私は、申立期間において A 社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間に A 社に勤務していたことが確認できる上、同社から提出された「社会保険被保険者控ノート（写）」には、申立人が昭和 50 年 8 月 9 日に厚生年保険の被保険者資格を取得し、51 年 1 月 4 日に退社した旨の記載が確認できる。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同姓同名で生年が相違（昭和 23 年）している 50 年 8 月 9 日から 51 年 1 月 5 日までの基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。

さらに、A 社が作成した「社会保険被保険者控ノート（写）」において、申立人に付された厚生年金保険の記号番号は、上記の被保険者記録と同一の被保険者番号であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の被保険者記録であり、A 社の事業主は、申立人が昭和 50 年 8 月 9 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、51 年 1 月 5 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の未統合の被保険者記録から、8 万 6,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

A社（現在は、B社）C出張所の事業主は、申立人が昭和22年8月18日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年8月18日から同年11月1日まで

私は、A社から同社C出張所に昭和22年8月18日の開店と同時に転勤した。しかし、申立期間は、同社C出張所に勤務していたにもかかわらず、オンライン記録上は厚生年金保険の被保険者期間となっていないので調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社C出張所における資格取得日は昭和22年11月1日となっており、申立期間が被保険者期間となっていない。

また、A社C出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人を含む13名が昭和22年11月1日に被保険者資格を取得していることが確認でき、同日より前の資格取得者は確認できない。

しかし、申立人と同様にA社から同社C出張所に異動した同僚7名のうち2名は、上記の被保険者名簿においては資格取得日が昭和22年11月1日と記載されているものの、オンライン記録では申立期間においても引き続き同社において厚生年金保険の被保険者期間となっている。

また、A社C出張所が開所した際に現地で採用された5名は、同社C出張所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では昭和22年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、厚生年金保険被保険者台帳索引票では、同年8月18日に資格を取得していることが確認できる上、同

僚5名のうち1名については、上記の被保険者名簿において、資格取得日が同年8月18日に訂正されており、オンライン記録と一致している。

さらに、A社C出張所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該事業所の厚生年金保険適用事業所の適用年月日の記載が無く、事業所整理記号がほかの事業所と重複していることが確認できる。

これらのことから判断すると、社会保険事務所の記録管理が適正に行われていたとは認め難い。

加えて、B社から提出された職歴証明書から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる上、申立人の同僚は「申立人は昭和22年8月にA社C出張所の開設を一緒に行った。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和22年8月18日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出をA社C出張所の事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C出張所における昭和22年11月の社会保険事務所の記録から600円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、6万円から6万2,000円及び23万7,000円から24万4,000円にそれぞれ訂正され、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、平成19年6月11日及び同年12月10日の標準賞与額の記録を、それぞれ6万2,000円及び24万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（6万円及び23万7,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年6月11日
② 平成19年12月10日

A事業所から、私が、B施設に勤務していた期間の標準賞与額の相違について、平成22年1月27日付けで修正依頼の届出を提出したが、19年6月11日、同年12月10日に支給された賞与は、時効により年金事務所では受給額に反映する訂正を行うことができなかったという説明を受けた。しかしながら、差額支給額からは保険料が控除されているので、控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に支給された賞与については、事業主から提出された賃金台帳（差額修正版）から、申立人は、6万2,000円（平成19年6月11日支給分）及び24万4,000円（平成19年12月10日支給分）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により差額賞与から控除されてい

たことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を年金事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、15万4,000円から15万8,000円に訂正され、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、平成19年12月10日の記録を、15万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（15万4,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A事業所から、私が、B施設に勤務していた期間の標準賞与額の相違について、平成22年1月27日付けで修正依頼の届出を提出したが、19年12月10日に支給された賞与は、時効により年金事務所では受給額に反映する訂正を行うことができなかったという説明を受けた。しかしながら、差額支給額からは保険料が控除されているので、控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、事業主から提出された賃金台帳（差額修正版）から、申立人は、15万8,000円（平成19年12月10日支給分）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により差額賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を年金事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成19年6月11日及び同年12月10日に係る標準賞与額の記録は、17万円から19万1,000円及び24万4,000円から27万3,000円にそれぞれ訂正され、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、同年6月11日及び同年12月10日の標準賞与額の記録を、それぞれ19万1,000円及び27万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（17万円及び24万4,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成19年9月1日から20年1月1日までの期間については、申立人の当該期間における標準報酬月額記録は、16万円から18万円に訂正され、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することにより、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額にならないとされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（16万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年6月11日
② 平成19年9月1日から20年1月1日まで

③ 平成 19 年 12 月 10 日

A 事業所から、私が、B 施設に勤務していた期間の標準賞与額及び標準報酬月額の相違について、平成 22 年 1 月 27 日付けで修正依頼の届出を提出したが、19 年 6 月 11 日、同年 12 月 10 日に支給された賞与及び同年 9 月から 12 月までの期間の標準報酬月額は、時効により年金事務所では受給額に反映する訂正を行うことができなかったという説明を受けた。しかしながら、差額支給額からは保険料が控除されているので、控除された保険料に見合う標準賞与額及び標準報酬月額に訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③に支給された賞与については、事業主から提出された賃金台帳（差額修正版）から、申立人は、19 万 1,000 円（平成 19 年 6 月 11 日支給分）及び 27 万 3,000 円（平成 19 年 12 月 10 日支給分）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により差額賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を年金事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

申立期間②については、事業主から提出された賃金台帳（差額修正版）から、申立人は、その主張する標準報酬月額（18 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により差額給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る報酬月額の届出を年金事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成19年6月11日及び同年12月10日に係る標準賞与額の記録は、18万4,000円から19万1,000円及び26万3,000円から27万3,000円にそれぞれ訂正され、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、同年6月11日及び同年12月10日の標準賞与額の記録を、それぞれ19万1,000円及び27万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（18万4,000円及び26万3,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成19年9月1日から20年1月1日までの期間については、申立人の当該期間における標準報酬月額記録は、17万円から18万円に訂正され、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することにより、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額にならないとされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（17万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年6月11日

② 平成 19 年 9 月 1 日から 20 年 1 月 1 日まで

③ 平成 19 年 12 月 10 日

A 事業所から、私が、B 施設に勤務していた期間の標準賞与額及び標準報酬月額の相違について、平成 22 年 1 月 27 日付けで修正依頼の届出を提出したが、19 年 6 月 11 日、同年 12 月 10 日に支給された賞与及び同年 9 月から 12 月までの期間の標準報酬月額は、時効により年金事務所では受給額に反映する訂正を行うことができなかったという説明を受けた。しかしながら、差額支給額からは保険料が控除されているので、控除された保険料に見合う標準賞与額及び標準報酬月額に訂正してほしい。

第 3 委員会判断の理由

申立期間①及び③に支給された賞与については、事業主から提出された賃金台帳（差額修正版）から、申立人は、19 万 1,000 円（平成 19 年 6 月 11 日支給分）及び 27 万 3,000 円（平成 19 年 12 月 10 日支給分）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により差額賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を年金事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

申立期間②については、事業主から提出された賃金台帳（差額修正版）から、申立人は、その主張する標準報酬月額（18 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により差額給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る報酬月額の届出を年金事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和30年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年2月20日から同年4月1日まで
私は、昭和21年にA社へ入社し、定年退職するまで勤務していた。しかし、途中の30年4月に同社C支店から同社D出張所に転勤した。申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が2か月間欠落している。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持するA社発行の経歴証明書及び現場代理人経歴書、同僚の証言及びB社が提出した人事記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和30年4月1日に同社C支店から同社D出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和30年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間の申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成9年9月及び同年10月は38万円、同年11月は41万円、同年12月は38万円、10年1月は41万円、同年2月は38万円、同年3月から同年12月までは41万円、11年1月は44万円、同年2月から同年12月までは41万円、12年1月は44万円、同年2月から同年4月までは41万円、同年5月は44万円、同年6月は53万円、同年7月は44万円、同年8月から同年10月までは41万円、同年11月から13年1月までは44万円、同年2月及び同年3月は41万円、同年4月は44万円、同年5月は41万円、同年6月は44万円、同年7月は47万円、同年8月から同年10月までは41万円、同年11月は50万円、同年12月は44万円、14年1月は41万円、同年2月は44万円、同年3月から同年5月までは41万円、同年6月は50万円、同年7月は44万円、同年8月は41万円、同年9月は44万円、同年10月から同年12月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月16日から15年1月22日まで
社会保険庁（当時）の記録を見たところ、平成9年9月から14年12月までの標準報酬月額がすべて30万円になっている。しかし、実際にA社から支給されていた給与額はもっと高額であり、その額に基づいて算定された厚生年金保険料が控除されていた。給与明細書を提出するので、当該期間の標準報酬月額を、控除額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保管する給料明細書（申立期間64か月のうち63か月）から、申立人は、申立期間のうち、平成9年9月及び同年10月は38万円、同年

11月は41万円、同年12月は38万円、10年1月は41万円、同年2月は38万円、同年3月から同年12月までは41万円、11年2月から同年12月までは41万円、12年1月は44万円、同年2月から同年4月までは41万円、同年5月は44万円、同年6月は53万円、同年7月は44万円、同年8月から同年10月までは41万円、同年11月から13年1月までは44万円、同年2月及び同年3月は41万円、同年4月は44万円、同年5月は41万円、同年6月は44万円、同年7月は47万円、同年8月から同年10月までは41万円、同年11月は50万円、同年12月は44万円、14年1月は41万円、同年2月は44万円、同年3月から同年5月までは41万円、同年6月は50万円、同年7月は44万円、同年8月は41万円、同年9月は44万円、同年10月から同年12月までは41万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、申立人が給料明細書を保管していない期間である平成11年1月については、申立人の保管する平成11年分給与所得の源泉徴収票の社会保険料等の金額を元に当該月の厚生年金保険料を算出したところ、3万8,170円となり、この控除額は、標準報酬月額44万円に相当することから、同年1月の標準報酬月額は44万円であると認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の元事業主は申立てどおりの届出及び保険料の納付を行ったか否かについては不明としているが、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が申立期間にわたり一致していないことから、事業主は給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日（昭和46年10月29日）及び資格取得日（47年6月1日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、46年10月は10万円、同年11月から47年5月までは13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月29日から47年6月1日まで
私は、昭和42年7月1日から50年5月10日までA社に勤務していたが、46年10月29日から47年6月1日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した在職証明書及び同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿では、申立期間において厚生年金保険の加入記録に空白期間がある者は申立人以外にはいない。

さらに、申立期間より前に空白期間がある同僚のうち、聴取することができた一人の同僚は、「厚生年金保険の空白期間は、家事や育児のため一時退職していた期間である。」と述べている。

加えて、B社の役員は、「通常、継続して勤務していれば、厚生年金保険料は控除していたはずである。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが

認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和46年10月は10万円、同年11月から47年5月までは13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、B社は、申立人が昭和46年10月29日に資格喪失した旨の記載がある健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び47年6月1日に資格取得した旨の記載がある健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書を保管していることから、事業主は社会保険事務所（当時）の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人の46年10月から47年5月までの厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合または保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち平成19年5月1日から同年10月1日までの期間については、申立人の当該期間における標準報酬月額記録は7万8,000円から20万円に訂正され、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することにより、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額にならないとされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（7万8,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成19年8月7日に係る標準賞与額は、既に10万円と記録され、当該記録は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、同日の標準賞与額の記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年5月1日から同年10月1日まで
② 平成19年8月7日

私は、平成19年5月1日から20年7月31日まで、A社に勤務していたが、19年5月から同年9月までの標準報酬月額が低く記録されており、また同年8月7日の賞与については記録が無かった。

A社が、報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って行い、また、賞与額については、届出を失念したことによるもので、その後、同社がそ及して訂正の届出を行ったが、時効のため年金の給付に反映されない旨の説明を受けた。しかし、給与と賞与からは保険料が控除されているので、控除された保険料に見合う標準報酬月額と標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の当該期間における標準報酬月額は、当初7万8,000円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年11月13日に7万8,000円から20万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

しかしながら、申立人が所持する給与明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤った標準報酬月額で届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人の当該期間における標準賞与額は、当初届出がなされていなかったが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年11月13日に10万円として届出がなされたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（10万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（0円）となっている。

しかしながら、申立人が所持する賞与明細書により、申立人は、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、その所持する賞与明細書から10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料

も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成 19 年 8 月 7 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和43年3月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を42年3月から同年9月までは1万4,000円、同年10月から43年2月までは1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月25日から43年3月25日まで
私は、昭和41年12月1日から43年3月25日までA社B工場に勤務していた。しかし、厚生年金保険の被保険者記録は、42年3月25日から43年3月25日までの記録が欠落している。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

上司及びA社の代表取締役の弟の証言や申立人が申立期間に採用されたパート1名及び社員1名を記憶していることから、申立人は申立期間に同社B工場に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同じ仕事をしていた上記社員には申立期間に厚生年金保険に加入している記録が確認できる。

さらに、A社のB工場の申立人の申立期間当時の上司は、「申立人は入社から申立期間を通して退職するまで、業務内容及び勤務形態に変更はなかった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年2月の社会保険事務所（当時）の記録から同年3月から同年9

月までは1万4,000円とし、業務内容や勤務形態の同質性が高い同僚の記録から、同年10月から43年2月までは1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間において提出されるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び申立てどおりの被保険者資格の喪失届など、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主が、昭和42年3月25日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月から43年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和23年7月21日から同年8月1日までの期間について、A社B工場の事業主は、申立人が同年7月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を、社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の同資格の取得日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額については、600円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、昭和25年9月19日から26年6月21日までの期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を25年9月19日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年7月21日から同年8月1日まで
② 昭和25年9月19日から26年6月21日まで

夫は、昭和23年4月2日にA社に入社し、同社本社から同社B工場に異動となり、その後同社B工場からC社に異動となった。同社がD社と合併した後も継続して勤務していた。A社及びC社に勤務していた期間に厚生年金保険の被保険者となっていない期間があるが、途中退職することなく勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録では、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和23年8月1日となっている。

しかし、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人について、昭和23年8月の標準報酬月額改定以前の標準報酬月額の記入が確認でき、同年8月1日は、標準報酬月額の改定の記録となっており、これらの記録を前提とすると、申立人が同日に厚生年金保険被保険者資格を取得する旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったとは考え難い。

一方、上記の名簿においては、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和23年4月2日と記載されている。しかしながら、同日は申立人の同社本社における資格取得日である上、同社が保管する人事記録には申立人は同年7月21日まで同社本社に所属していた旨の記載が確認できる。

また、昭和19年10月1日にA社B工場における厚生年金保険被保険者資格を取得している申立人の妻は、申立人は数名の同僚と共に、23年7月ごろ同社本社から同社B工場に異動してきたと述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B工場における資格取得日は昭和23年7月21日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における当該期間の記録から600円とすることが妥当である。

申立期間②について、E社が保管する社史の記載内容及び社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の名称変更の履歴から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(昭和25年9月19日にA社B工場からC社に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のC社における昭和26年6月の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る申立人の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であると回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和42年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年8月21日から同年10月1日まで
私はA社に昭和39年2月に入社し、44年4月10日に退職するまで継続して勤務していたが、同社B事業所から同社C営業所に転勤した42年8月21日から同年10月1日までの2か月間の厚生年金保険の加入記録が空白となっている。厚生年金保険料が控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社発行の在籍証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は申立期間に同社に継続して勤務し（昭和42年8月21日に同社B事業所から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和42年10月の申立人の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和24年5月8日に、同社C支店における同資格の取得日に係る記録を31年5月1日に訂正し、24年5月から25年5月までの標準報酬月額を7,000円とし、31年5月から同年7月までの標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年5月8日から25年6月1日まで
② 昭和31年5月1日から同年8月1日まで

厚生年金保険被保険者記録において、昭和24年5月8日から25年6月1日までの期間及び31年5月1日から同年8月1日までの期間の記録が無いが、私は、24年3月1日にA社に入社して以来、37年11月1日に退職するまで継続して勤務していたため、調査の上、申立期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在職証明書及び同僚の証言から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和24年5月8日に同社D支店から同社B支店に異動、31年5月1日に同社E支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭和25年6月及び同社C支店に係る31年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、24年5月から25年5月までの標準報酬月額については7,000円、31年5月から同年7月までの標準報酬月額については1万

8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和22年6月1日から23年8月1日までの期間について、事業主は、申立人が22年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、23年8月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、600円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和22年5月1日から同年6月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間のうち、昭和23年8月30日から同年9月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年5月1日から23年8月1日まで
② 昭和23年8月30日から同年9月1日まで

夫は、大学卒業後の昭和15年に入社し、48年に定年退職するまで、A社に勤務していたが、22年5月1日から23年8月1日まで、同年8月30日から同年9月1日までの期間が厚生年金保険の加入記録が空白となっている。申立期間を、厚生年金保険の被保険者期間として認めて

ほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和22年6月1日から23年8月1日までの期間について、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に、申立人と同姓同名で生年月日も同一の者が、22年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、23年8月1日に同資格を喪失していることが確認でき、当該記録の被保険者番号と申立人の基礎年金番号とが同一であることから、上記の記録は申立人の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和22年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、23年8月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額は、上記の被保険者記録から600円とすることが妥当である。

申立期間①のうち、昭和22年5月1日から同年6月1日までの期間について、C社の保管するA社の人事記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和22年5月1日に同社本社から同社B支店へ異動）、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿における申立人の昭和22年6月の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、C社が保管するA社の人事記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和23年9月1日に同社B支店から同社本社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和23年9月1日であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和48年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年7月から同年10月までは13万4,000円、同年11月から49年2月までは18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月1日から49年3月16日まで

私は、昭和28年7月にA社に入社し、平成6年2月末に退職するまで継続して勤務していた。しかし、昭和48年7月1日から49年3月16日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。この時期は、同社C事業所から同社B事業所へ異動した時期である。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和48年7月1日に同社C事業所から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社の回答及び申立人の同社B事業所における昭和49年3月の社会保険事務所（当時）の記録から判断すると、48年7月から同年10月までは13万4,000円、同年11月から49年2月までは18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出の誤りであると思われると回答していることから、事業主が昭和49年3月16日を厚生年金保険被保険者の資格取得日として

届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 48 年 7 月から 49 年 2 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川厚生年金 事案 3900

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和39年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月1日から同年8月1日まで

私は、昭和39年4月1日から平成14年1月7日までA社に勤務していた。昭和39年6月1日付けで同社B事業所から同社C事業所へ異動となり、45年2月10日まで同社C事業所において勤務していたが、厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について記録が無いことが分かった。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の保管する従業員名簿から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和39年6月1日に同社B事業所から同社C事業所に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C事業所における昭和39年8月の社会保険事務所（当時）の記録及び同社の保管する従業員名簿から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情事は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

A社B工場の事業主は、申立人が昭和22年12月11日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、23年11月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、また、同社C工場の事業主は、申立人が同年10月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、24年7月5日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間のA社B工場に係る標準報酬月額については、昭和22年12月から23年7月までは600円、同年8月から同年10月までは2,400円とし、同社C工場に係る標準報酬月額については、同年10月及び同年11月は2,400円、同年12月から24年4月までは3,600円、同年5月及び同年6月は4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年12月11日から24年7月5日まで
オンライン記録では、昭和22年12月11日から24年7月5日までのA社で勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。私は、同社に入社当初、B工場で勤務し、その後Dの工場に異動したが、経営状況の悪化による整理解雇が行われたため、同社を辞めた。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた当時の元同僚は、申立人がA社B工場（所在地：E市B区）及び同社C工場（所在地：E市D区）において勤務していたことを証言している。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同姓同名で生年月日の月が相違する被保険者記録が確認でき、当該記録は昭和22年12月11日に被保険者の資格を取得し、23年11月1日に

資格を喪失していることが確認できる。

さらに、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同姓同名であるが漢字が1字相違（F氏）し、生年月日の月が相違する被保険者記録が確認でき、当該記録は昭和23年10月21日に被保険者の資格を取得し、24年7月5日に資格を喪失していることが確認できる。

加えて、申立人は、「整理解雇が行われた。」と述べているところ、上記の者の被保険者記録の備考欄には、「解雇」と記録されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の被保険者記録であり、A社B工場の事業主は、申立人が昭和22年12月11日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、23年11月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められ、また、同社C工場の事業主は、申立人が同年10月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、24年7月5日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、当該期間のA社B工場に係る標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、昭和22年12月から23年7月までは600円、同年8月から同年10月までは2,400円とし、同社C工場に係る標準報酬月額については、同年10月及び同年11月は2,400円、同年12月から24年4月までは3,600円、同年5月及び同年6月は4,000円とすることが妥当である。

神奈川厚生年金 事案 3902

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和27年8月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2,500円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月20日から同年8月31日まで
私は、昭和27年8月30日までA社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録では同年7月20日が資格喪失日とされている。給与明細書を所持しているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する給与明細書及びA社から提出された退職者名簿から、申立人が同社に継続して勤務しており、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の所持する昭和27年8月分の給与明細書の厚生年金保険料の控除額から2,500円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であると回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和62年4月1日であると認められることから、申立期間に係る同資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月1日から同年4月27日まで

私は、昭和62年4月1日にA社に入社し、現在まで継続して勤務しているが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年4月27日になっている。年金の給付に影響が無いことは承知しているが、資格取得日の記録を入社日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和62年4月27日と記録されている。

しかし、雇用保険記録では、申立人の被保険者資格取得日は昭和62年4月1日と記録されている。

また、A社は、申立人の入社日は昭和62年4月1日であると回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和62年4月1日であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和59年10月22日であると認められることから、申立期間に係る同資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年10月8日から同年10月22日まで
私は、昭和58年10月8日から平成元年10月31日まで、A社にD職として継続して勤務していた。途中、昭和59年10月8日又は同年10月22日に、勤務地がC工場所管の事業所から本社へ転勤した際の厚生年金保険の記録が欠落している。年金額には影響の無いことは承知しているが、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社保管の異動通知、同社の回答及びE厚生年金基金の記録から、申立人は、昭和59年10月21日までA社C工場に勤務し、同年10月22日に同社本社に異動したことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社C工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和59年10月22日であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成4年2月及び同年3月は47万円、同年4月から5年10月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月1日から5年11月30日まで
厚生年金保険被保険者記録では、平成4年2月から5年10月までの標準報酬月額が30万円となっているが、当時の報酬月額と相違しているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する平成4年2月及び3月は47万円、同年4月から5年10月までは53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成5年11月30日）の後の6年2月21日付けで、さかのぼって30万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人と同様に、30名の厚生年金保険被保険者についても標準報酬月額が訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録の訂正があったとは認められず、申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成4年2月及び同年3月は47万円、同年4月から5年10月までは53万円と訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年12月1日から15年9月1日まで
ねんきん定期便の記録では、A社での平成13年12月から15年8月までの標準報酬月額が20万円となっているが、会社が保管する賃金台帳では標準報酬月額が38万円に見合う保険料が控除されている。申立期間の標準報酬月額の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初38万円と記録されていた。

しかしながら、オンライン記録によると、平成15年6月6日に、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、38万円から20万円へ訂正されていることが確認できる。

また、年金事務所が保管する書類の記載内容から、A社が当時厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる上、申立人は取締役ではあるものの、当該処理に関与していなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成15年6月6日付けで行われた訂正処理は事実上即時のものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録の訂正があったとは認められない。このため、当該遡^{そく}及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た38万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年6月から4年7月までの国民年金保険料については、納付を免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月から4年7月まで

私は、平成3年6月に来日した直後に、市役所に行き、国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、同時に国民年金保険料の免除の申請手続を行った。当時、日本語に不慣れであったため、同行した同じAの学生が、申請書類を記載してくれたはずであり、申立期間が未加入とされ、申請免除期間とされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年6月に来日した直後に、市役所で国民年金の加入手続を行い、同時に国民年金保険料の免除の申請手続を行ったと主張しているが、当時は日本語に不慣れであり、実際の手続は、同行した同じAの学生に任せたとしているため、一連の手続に直接関与しておらず、国民年金の加入状況及び免除の申請手続の状況が不明である。

また、申立人によれば、申立人の代わりに国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除の申請手続を行ったとする学生は、指導教授の指示により一連の手続を行ったとのことであるが、この指導教授は、国民年金の加入手続を行うよう、指示を出したかどうかについては定かではない旨証言している。

さらに、申立期間は平成9年1月の基礎年金番号制度の導入よりも前の時期であることから、国民年金の加入手続を行ったのであれば、その時期に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されているものと考えられるが、申立人が所持している年金手帳には国民年金の加入手続を行った記載は認められない上、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料の納付が免除されていたことを示す関

連資料が無く、ほかに申立期間の保険料の納付が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年8月から同年10月までの期間及び8年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年8月から同年10月まで
② 平成8年12月

私は、平成9年4月ごろ、住所地の区役所に出向いて、国民年金の加入
手続を行った。

申立期間①及び②の国民年金保険料は、加入手続後、時期をはっきりと
憶えていないが、納付書に現金を添え、又は現金のみで、郵便局か金融機
関か区役所のいずれかで、さかのぼって一括納付したと思う。

私は、申立期間①及び②が、国民年金に未加入とされ、国民年金保険料
が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付書に現金を添え、又は現金で
納付したと思うと述べているが、申立人は、申立期間の保険料の納付時期や
納付場所についての記憶が曖昧である上、保険料額や納付書について憶えて
いないなど保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立人
の所持する年金手帳及びオンライン記録でも、申立期間①及び②は国民年金
に未加入となっており、国民年金保険料を納付することができない期間であ
る。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関
連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し
ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年12月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月から47年3月まで
私が20歳になった昭和38年*月ごろに、父親が、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。申立期間の国民年金保険料については、父親が納付してくれたはずであるのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和38年*月ごろに、その父親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとする申立人の父親は、既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年9月に払い出されていることが確認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする昭和38年*月の時点では、申立人と同居していた両親及び兄弟の中で国民年金に加入している者はおらず、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親は、54年11月に国民年金に加入し、36年4月から46年3月までの保険料を特例納付していることが確認できることから、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から11年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から11年7月まで

私の母親は、私が20歳になったところに私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、私が金融機関又は市役所で毎月1万3,000円ぐらいを納付していたところ、平成11年ごろ、市役所から「平成9年及び10年の国民年金保険料を2年間納付してもらっていますが、引き続きもう1年納付して下さい。」との電話があり、納付書が送られてきたことから、60歳に到達するまでの分を納付した。申立期間については、免除の申請を行った記憶が無いにもかかわらず、申請免除期間とされ、保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付書により金融機関又は市役所で納付したと主張しているが、納付場所についての記憶が定かではないことから、当時の保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

さらに、申立人は、平成11年ごろ、市役所から「平成9年及び10年の国民年金保険料を2年間納付してもらっていますが、引き続きもう1年納付して下さい。」との電話があり納付書が送付されてきたと主張しているが、保険料を継続して納付している被保険者に対して納付を勧奨する電話がかかり、納付書が送付されてくることは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資

料（家計簿、確定申告書等）が無い上、口頭意見陳述においても具体的な納付を裏付ける新しい証言や証拠を得ることができなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月から6年3月まで

私は、20歳になったときは学生だったので国民年金に加入していなかったが、その後、時期は定かではないが、母親が社会保険事務所(当時)で加入手続を行ってくれた。学生時代の国民年金保険料を未納のままにしていると、将来の年金受給額が減ることを母親から聞いたので、母親に10万円ぐらいを保険料として渡したことを憶えている。母親がどこでどのように保険料を納付したか分からないが、未納期間の保険料をさかのぼってまとめて納付しており、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付したと主張しているが、申立人は加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとするその母親も加入手続等を行った時期についての記憶が曖昧であり、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、申立期間後の国民年金保険料を過年度納付により納付していることが確認できるものの、申立期間は国民年金の未加入期間で保険料を納付することができない期間であり、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人の母親が納付したとする国民年金保険料額は、申立期間当時の金額とは大きく乖離している一方、申立人は申立期間の後に、2回過年度納付を行った記録が確認できるところ、そのいずれの期間の保険料についても申立人の主張する金額とおおむね一致しており、申立人は、そのいずれ

かの過年度納付の記憶と誤認している可能性が考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4272

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 6 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月から同年 12 月まで
私は、時期や場所、金額は憶^{おぼ}えていないが、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと思う。申立期間が未加入期間とされているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと思うとしているが、申立人は、国民年金の加入手続を行った時期及び場所、保険料を納付したとする時期、場所及び金額について全く記憶しておらず、申立期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、今まで受け取ったことがある年金手帳は 1 冊であるとしているが、その年金手帳及びオンライン記録の双方に、申立期間直後の昭和 54 年 1 月に国民年金に任意加入したことが記録されていることに加え、申立人は、申立期間の始期から国民年金手帳記号番号が払い出された時期を通じて、同一市内に継続して居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたとは考え難く、その形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月

私は、平成元年6月に前の会社を退職し、同年7月に再就職したが、2年6月ごろに元年6月が国民年金に未加入となっている旨の通知を受け取ったため、妻が区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が、国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料の納付を示す証拠として提出した家計簿のコピーに記載されている保険料は、申立期間当時の一人分の保険料の金額であることに加え、オンライン記録により、その妻に対して当該月について納付書が発行されていること、及び申立期間の保険料が収納されていることが確認できることから、家計簿に記載された保険料はその妻の分と考えるのが自然である。

また、申立人は、自身が所持する年金手帳に重複払出しにより取り消された番号の記載があるため、この番号に申立期間の記録があったのではないかと主張しているが、この番号は、申立人が平成元年7月から2年5月まで加入していた厚生年金保険の被保険者記号番号であることから、この番号に国民年金の加入及び納付履歴が記録されることはなく、この番号の取消処理は、元年7月に行われ、その後使用されていない。

さらに、国民年金保険料を納付するために必要となる国民年金手帳記号番号が申立人に払い出された形跡が見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに国民年金の加入手続を行い、申立

期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 5 月から平成 14 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月から平成 14 年 3 月まで

昭和 51 年から 53 年までの春ごろだと思うが、自宅に来た集金人に、国民年金に加入するように勧められ、国民年金の加入手続を行った。

その後、集金人から、「今、一括で国民年金保険料を納付すれば、今後は保険料を納付しなくてもいい。」と言われたため、その翌日に、その集金人に約 80 万円の保険料を一括で納付した。

それからは、自宅に、集金人は来なかったため、60 歳に達するまでの国民年金保険料が納付されていると思っていた。

ねんきん特別便（被保険者記録照会回答票）には、国民年金の資格取得年月が昭和 48 年 5 月になっており、資格喪失年月が平成 14 年 4 月になっているのだから、その間の国民年金保険料を納付したはずである。

申立期間の国民年金保険料が、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年から 53 年ごろまでの間に、自宅に来た集金人に、60 歳に達するまでの国民年金保険料を一括して納付したとしているが、申立人が申立期間の保険料を納付したとする当時、申立人が居住していた市では、国民年金保険料に関する集金人制度は、既に存在していなかったことが、同市の広報紙により確認できるほか、申立人が申立期間の保険料を納付したとする時期に、60 歳に達するまでの保険料を一括して納付する制度は存在していなかったため、申立人が述べるような方法で、申立期間の保険料を納付することはできない。

また、申立人は、60 歳までの国民年金保険料を、すべて納付したとしているが、オンライン記録によると、申立人は、昭和 53 年度以降、複数回、保

保険料の免除の申請を行い、その申請がいずれも認められていることが確認できる。申立人が述べているように、昭和 51 年から 53 年ごろまでの間に一括して保険料を納付したことで、60 歳に達するまでの保険料が納付済みとされていると思っていたのであれば、その後、保険料の免除の申請が行われ、保険料の免除が認められるのは不合理である。

さらに、申立人は、被保険者記録照会回答票に記載された国民年金の資格取得年月が昭和 48 年 5 月、資格喪失年月が平成 14 年 4 月と記載されているため、その間の国民年金保険料を納付したはずであるとしているが、国民年金の被保険者資格取得時期及び資格喪失時期は、国民年金の加入期間の始期及び終期を示すものであり、その間の保険料が納付されていたことを示すものではない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から同年6月まで

私は、結婚準備のため平成3年3月に会社を退職した後、市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、私が納付書により市役所で一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年3月に会社を退職した後、当時居住していた地域の市役所で国民年金の加入手続を行い、同市役所で申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が所持する年金手帳には、同年9月の結婚後に転居した地域の区役所で第3号被保険者として払い出された国民年金手帳記号番号が記載されていることから、申立内容と一致しない。

また、申立人は、転居前の市役所での国民年金の加入手続及び一括して納付したとする申立期間の国民年金保険料額の記憶が曖昧であることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人のオンライン記録によれば、申立期間は、平成14年4月に国民年金に加入すべき期間として追加訂正されていることから、当時は未加入期間であり国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4276

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から48年12月まで

昭和47年11月ごろ、私が勤務していた商店の雇用主が、私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、その雇用主が私の給料から保険料を控除して納付してくれたと思う。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の雇用主が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続や保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその雇用主は既に他界していることから、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年9月に払い出されていることが確認できる上、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 4277

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 63 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 63 年 2 月まで

私は、20 歳になったころ、区役所から国民年金の加入案内が届いたが、加入手続は行わず、申立期間の国民年金保険料の免除の申請を行ったはずである。その後、平成 3 年に結婚した後、保険料の未納期間があると将来の年金受給額が減ると聞き、申立期間の保険料を数回に分けて追納したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になったころに区役所から国民年金の加入案内が届いたが、国民年金保険料の納付金額を見たら高額であったので加入手続は行わず、保険料の免除の申請を行ったと主張しているが、免除の申請を行うためには、その前に国民年金の加入手続を行う必要がある上、免除の申請は 1 年ごとに行わなければならないことから、申立内容と合致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 7 月に払い出されていることが確認でき、その後の期間について、国民年金保険料の免除の申請及び追納を行ったことが確認できるものの、申立期間に免除の申請を行った形跡はなく、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 45 年 2 月までの期間、47 年 3 月から 49 年 5 月までの期間及び同年 12 月から 51 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月から 45 年 2 月まで
② 昭和 47 年 3 月から 49 年 5 月まで
③ 昭和 49 年 12 月から 51 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 44 年*月ごろに、父親が、私の国民年金の加入
手続を行い、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付してくれた。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納とされていることに納得
できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 44 年*月ごろに、その父親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 4 月に払い出されていることが確認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人は、申立期間①から手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月から同年12月まで

私は、平成8年6月に勤務していた会社が閉鎖となり、その会社の担当者から、退職後は国民年金に加入するように言われたので、市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと思う。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年6月に勤務していた会社が閉鎖となり、その会社の担当者から、退職後は国民年金に加入するように言われたので、市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続を行った時期や申立期間の保険料の納付時期、納付場所及び納付金額についての記憶が定かではないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人が申立期間当時居住していた市において、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡が見当たらない上、オンライン記録でも申立人が申立期間当時国民年金に加入していた記録は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から50年12月まで

私は、昭和47年9月に会社を退職してしばらくしたころ、区役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、2回に分けて納付書により金融機関で納付したことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年9月に会社を退職してしばらくしたころ、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、具体的な手続時期や納付時期等についての記憶が定かではないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和52年12月に近接する53年7月からは、第3回特例納付が実施されており、申立人は当時のチラシを所持していることから、同制度を利用して申立期間の国民年金保険料を納付したかもしれないと主張しているが、申立人が納付したとする保険料額は第3回特例納付により納付した場合の保険料額と大きく乖離していることから、当時、申立人が同制度を利用して保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を2回に分けて納付したと主張しているが、その金額は、昭和51年1月から52年3月までの期間の保険料を53年4月にまとめて過年度納付した際の申立人が所持する領収書の保険料額、及びその際に52年4月から53年3月までの保険料をまとめて現年度納付した場合の納付済みとなっている保険料額とそれぞれおおむね一致していることから、申立人の主張は、当該時期における保険料の納付につい

て記憶していることによるものと考えるのが合理的である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年8月から11年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年8月から11年2月まで

私が20歳になった時、兄の時と同様に、母親が、私の国民年金の加入手続を行い、その後、就職するまで、私の国民年金保険料を、自宅近くの郵便局で納付してくれていた。私は、母親が保険料を納付してくれていたその兄の、20歳から就職するまでの保険料が納付済みとなっているのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び同期間の保険料を納付したとするその母親は、保険料を納付した時期やその金額をはっきり憶^{おぼ}えていないなど、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間は、平成9年の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていることから、同期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 53 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 53 年 4 月まで

私の母親は、私が 20 歳になった昭和 46 年*月を少し過ぎた時、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。加入手続時期は、20 歳になってすぐではなかったため、保険料は、20 歳になった翌年度の最初の月の分から納付してくれていたと思う。52 年 10 月に結婚した時、母親から私の年金手帳を受け取り、その後、私が保険料を納付していた。私は、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間のうち結婚するまでの期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び同期間の保険料を納付したとするその母親も既に他界しており、申立期間当時の加入状況等は不明である。

また、申立人は、その母親が、申立人が 20 歳になった昭和 46 年*月を少し過ぎた時に、申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているが、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録によると、53 年 5 月に任意加入していることが確認でき、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていた事情もうかがえないことから、申立期間は未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 5 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月から 61 年 3 月まで

申立期間のうち昭和 54 年 5 月から 58 年 2 月までについて、私が 54 年*月に 20 歳になったのを契機に、学生でも国民年金に加入すべきだとの、私の両親の方針で父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと、父親から聞いていた。すべてを両親にゆだねており、両親とも既に他界しているため、私自身は納付状況について何も憶えていない。

また、申立期間のうち、昭和 58 年 3 月から 61 年 3 月までの期間について、58 年 3 月に私が結婚したことを契機に父親から年金手帳を受け取り、氏名変更及び住所変更手続を自分で行ったような記憶があるが、国民年金保険料は引き続き父親が納付していたか、自分で納付していたか定かではない。

昭和 61 年ごろ、私と夫の年金手帳を市役所に持参し、国民年金第 3 号被保険者の手続を行った際に、今まで持っていた年金手帳を提出して、新しい年金手帳を受け取ったことをはっきり憶えている。

申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 54 年 5 月から 58 年 2 月までの期間について、申立人は、その父親が、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと述べているが、自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料を納付したとするその父親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び当該期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 3 月から 61 年 3 月までの国

国民年金保険料は引き続きその父親が納付していたか、自分で納付したか定かではないと述べるなど、当該期間の保険料の納付状況について記憶が曖昧であり、当時の状況を確認することができない。

さらに、昭和 54 年*月に申立人が 20 歳になったのを契機に、その父親が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 61 年 4 月に払い出されており、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人は、昭和 61 年ごろ国民年金第 3 号被保険者の手続きを行った際に、その父親から受け取った年金手帳を市役所の窓口に提出し、その手続きの時点で新しい年金手帳を受け取ったと述べているが、市役所において、申立人が既に国民年金に加入していることを確認しておきながら、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号を払い出すことは考えにくい。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年12月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年12月から59年3月まで

私は、昭和58年12月当時短大生で、59年4月から就職することが決まっていたが、20歳から国民年金保険料を納付するのが義務だと思い、私の父親と一緒に市役所で加入手続を行い、父親が母親の分を含めて3人分の保険料を納付していた。申立期間当時の保険料の納付についての記憶は無く、領収書も見付かっているが、私が所持する年金手帳には、「初めて被保険者となった日」として、20歳の誕生日の前日の日付が記入されているにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付に関して直接関与しておらず、保険料を納付していたとするその父親は、当該期間の納付状況について憶^{おぼ}えていないと述べており、当時の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、自身が所持する年金手帳に、「初めて被保険者となった日」が昭和58年*月*日と記載されていることから、その日に加入手続を行い、同年同月より国民年金保険料を納付したと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の被保険者の納付状況等から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、61年9月ごろと推測され、申立内容と一致しない上、申立人が申立期間から国民年金の加入手続を行ったと推測される同年同月を通じて同一市内に居住しており別の手帳記号番号が払い出された事情もうかがえない。

さらに、申立人は、現在所持している年金手帳が昭和58年12月に発行された手帳だと述べているが、この年金手帳には「国民年金の記録」欄に「1

号・3号」の記載が確認できることから、昭和60年法律第34号による改正後の国民年金法が施行された61年4月以降に作成された年金手帳であると考えられ、申立内容と合致しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 32 年 11 月 1 日から 33 年 7 月 30 日まで
③ 昭和 34 年 4 月 4 日から 37 年 4 月 5 日まで

私は、昭和 32 年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日までは、A社でB業務、同年 11 月 1 日から 33 年 7 月 30 日までは、C社敷地内の同社本社でD業務、34 年 4 月 4 日から 37 年 4 月 5 日までは、E社でF業務をしていた。

しかし、いずれの期間も厚生年金保険の記録が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に勤務していた同僚 12 名に文書照会を行ったところ 8 名から回答があったが、申立人が在籍していたと主張する部署において勤務していた同僚も含め、申立人を記憶している同僚はおらず、申立人も上司及び同僚を記憶していないことから当該期間における申立人の勤務実態を確認することができない。

また、A社は、申立人の勤務は不明としているほか、申立人が在籍したと主張する部署は、当時、3 交替制であったと回答しているところ、申立人は交替制ではなかったと述べている。

さらに、申立人は、当該期間における厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できず、整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、C社は、申立人の在籍は不明と回答しているほか、

同社に勤務していた同僚 23 名に文書照会を行ったところ、14 名から回答があったが、同社本社の建物内で勤務していた同僚 2 名を含め、申立人を記憶している同僚はおらず、申立人も上司及び同僚を記憶していないことから当該期間における申立人の勤務実態を確認することができない。

また、申立人は、当該期間における厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できず、整理番号に欠番も無い。

申立期間③について、申立人が記憶するE社本社の所在地、支店ごとの従業員数及び業務内容が同僚の証言と一致していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、E社における厚生年金保険の取扱いについて、当該期間に同社本社の経理部において勤務していた者は「F業務をしていた者は、実績と支店長の推薦の上、社員等級が3級であれば正社員となり厚生年金保険に加入させていたが、社員等級が4級以下の者については委任契約社員として厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答しているところ、申立人は社員等級があったこと自体を記憶していない。

また、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない上、申立人が挙げた同僚2名の記録も確認できず、整理番号に欠番も無い。

さらに、E社は昭和40年に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、照会を行うことができず、申立人も、当該期間における厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立期間について申立人が厚生年金保険を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 2 月から 46 年 2 月まで
② 昭和 55 年 1 月から同年 8 月 1 日まで
③ 昭和 55 年 9 月 5 日から 56 年 9 月中ごろまで
④ 昭和 60 年 1 月 26 日から 62 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた昭和45年2月から46年2月までの期間の被保険者記録が無い旨の回答を得た。また、B社に勤務していた55年1月から56年9月中ごろまでの期間のうち、55年1月から同年8月1日までの期間及び同年9月5日から56年9月中ごろまでの期間の被保険者記録が無く、さらに、C社に勤務した60年1月26日から平成2年6月10日までの期間のうち昭和60年1月26日から62年4月1日までの期間の被保険者記録が無い旨の回答を得た。社会保険料を控除されていた記憶があるので、調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶していたA社の当時の事業主の姓と商業登記簿謄本で確認した事業主の姓が一致していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる上、商業登記簿謄本に記載された住所に、同社は現存せず、事業主の連絡先も不明なため、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することはできない。

また、申立人が記憶していたA社の同僚の連絡先は不明であり、証言を得ることができない。

申立期間②及び③について、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から連絡の取れた元社員3名は、申立人を記憶しているものの、申立人が当該期間に在籍していたかについては不明であると述べており、申立人の当該期間の勤務実態を確認することができない。

また、上記元社員3名は、厚生年金保険加入の時期について「試用期間の有無については不明であるが、入社してから約1年後に厚生年金保険に加入した。」と証言している。

さらに、当時B社が加入していたD厚生年金基金の記録によれば、申立人の同基金の被保険者資格取得日は昭和55年8月1日、資格喪失日は同年9月5日となっており、雇用保険の記録及びオンライン記録と一致する。

加えて、B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社の事業主に照会したが回答を得られなかったことから、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

申立期間④について、雇用保険加入記録から、申立人が当該期間においてC社に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人は、最初から正社員であったと述べているものの、C社の複数の元社員は、「C社は派遣会社であり、同社の社員であっても派遣先が異なれば接することがないため申立人のことは覚えていない。申立人の雇用形態や勤務実態については分からない。」と証言しており、申立人の雇用形態及び勤務実態について確認することができない。

また、C社の元事業主は、「厚生年金保険の加入の時期は、雇用形態や勤務時間等によって異なる取扱いをしており、本人の申出によっても加入させていた。」と述べているところ、同社の元社員は「C社に昭和60年1月16日に入社したが、厚生年金保険に加入したのは、61年5月1日で、自分から申し出て厚生年金保険に加入した。」と証言している。

なお、上記元社員の雇用保険被保険者の資格取得日は、申立人と同様、入社日と同日であり厚生年金保険被保険者の資格取得日と一致しないことが確認できる。

また、C社は既に解散しており、資料が残されていないため勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほかに申立人の申立期間における保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和42年5月10日から同年6月1日までの期間、平成4年1月31日から5年4月1日までの期間及び8年2月25日から同年7月20日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間のうち平成3年1月1日から4年1月31日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年5月10日から同年6月1日まで
② 平成4年1月31日から5年4月1日まで
③ 平成8年2月25日から同年7月20日まで
④ 平成3年1月1日から4年1月31日まで

私は、自身が設立したA社で設立当初から厚生年金保険に加入していたはずであるのに、社会保険事務所（当時）は、意図的に会社名を誤記しており、かつ、申立期間①の厚生年金保険加入記録が無いと回答してきており信用できない。

また、申立期間②については、A社ないしB社で、申立期間③については、B社で確かに勤務していたにもかかわらず、被保険者記録が無いのは納得いかないもので、当該期間を被保険者として認めてほしい。

さらに、申立期間④の標準報酬月額（そきゅう）の遡及訂正についても、訂正前の標準報酬月額に基づいて厚生年金保険料を納付しているので元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当該期間にA社の代表取締役役に就任していたことが商業登記簿謄本で確認でき、勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、昭和42年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間当時は、適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の従業員の一は、「私が勤務した当初、A社は、個人経営だったが、昭和42年5月に会社を設立して、その後厚生年金保険に加入し、私もその時、厚生年金保険に加入した。」と供述している。

申立期間②について、申立人は、当該期間にA社の代表取締役役に就任していたことが商業登記簿謄本で確認でき、勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、平成4年1月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間は、適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の申立人以外の従業員もすべて平成4年1月31日で被保険者資格を喪失しており、申立人のみがある後も厚生年金保険料の控除が継続していたとは考え難い。

さらに、申立人は、当該期間にB社においても取締役役に就いているが、当時の従業員から勤務についての証言が得られず、申立人の当該期間の勤務実態について確認できない。

加えて、申立人は、平成4年11月30日にB社の代表取締役役に就任した後の、5年4月1日に同社で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが記録上確認でき、A社からB社へと、申立人と行動を共にした従業員の一人は、「私は、A社が適用事業所でなくなった日に厚生年金保険の資格を喪失し、4年2月1日にB社で資格を取得したが、申立人の同社での資格取得が私より後なのは、A社の残務整理の関係だと思う。」と供述している。

申立期間③について、申立人は、当該期間にB社の代表取締役役に就任していたことが商業登記簿謄本で確認でき、勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は、平成8年2月25日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間は、適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社で、適用事業所でなくなった日に被保険者資格を喪失したのは申立人のみであり、申立人の資格喪失日について、遡及等の訂正も無く不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間④について、オンライン記録において、当初、申立人の当該期

間に係る標準報酬月額は、53万円と記録されていたところ、A社が適用事業所でなくなった日（平成4年1月31日）の後の、5年2月25日付けで8万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人は、標準報酬月額の訂正について、不当な訂正であると主張しているが、上述のとおり、申立人は当該期間においてA社の代表取締役であったことが確認できる上、不動産登記簿謄本に保険料差押登記がなされた記録が残っており、申立人も、保険料の滞納について、追加保険料を納付したこと等を供述していることから、申立人が当該標準報酬月額の減額処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 11 月 6 日から 41 年 12 月 25 日まで
厚生年金保険の期間照会をしたところ、社会保険事務所（当時）から、昭和 42 年 7 月 21 日に A 社及び B 社を併せた脱退手当金が支給されていると回答があった。私は、事業所を退職した後は C に帰り、事業所には行っていない。支給金額も不明で、受け取った覚えもないので記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱手」の印が確認できる。

また、申立人が A 社を退職後に勤務した D 社での厚生年金保険の被保険者番号は、A 社での番号と異なっているが、これは、同社を最終事業所として脱退手当金を受給したために番号が異なっていると考えるのが自然である。

さらに、A 社を最終事業所とする受給要件を満たした複数の同僚は、「総務の人から一時金か年金かと聞かれ一時金を希望し、退職金ももらった。」と供述している上、申立人に係る脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 7 か月後の昭和 42 年 7 月 21 日に支給決定されており、事業主による代理請求があったものと考えられる。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 6 月 25 日から 9 年 5 月 16 日まで
私は、A社に平成 7 年 2 月 1 日から 9 年 5 月 15 日まで勤務していたが、8 年 6 月 25 日から 9 年 5 月 15 日までの厚生年金保険の加入記録が無い。退職するまで所得税などと同様に厚生年金保険料も給与から控除されていたと思うので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間も引き続きA社に勤務していたと述べているが、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成 8 年 6 月 25 日において、厚生年金保険被保険者資格を喪失した同僚 4 名のうち、3 名は連絡先が不明のため申立てに係る供述は得られず、回答があった 1 名についても申立人を記憶しているものの在籍期間は不明としている上、同社は雇用保険に加入していないため、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

また、オンライン記録により、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成 8 年 6 月 25 日に事業主及びすべての従業員が被保険者資格を喪失している上、すべての被保険者が健康保険の任意継続被保険者となっていることが確認できる。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の所在も不明のため、申立人の同社での勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

加えて、申立人は申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 9 月 1 日から 10 年 10 月 1 日まで
私は、A社から派遣され、B社C部D店で、E業務をしていた。預金通帳の写しを提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している預金通帳の写し及び複数の同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかし、申立人は、申立期間を含む平成8年9月1日から11年2月2日までの期間において、国民健康保険に加入していることが市町村役場の回答から確認できる。

また、A社の複数の同僚は、「A社では本人の希望で厚生年金保険に加入していた。」と供述している。

さらに、A社からB社C部D店へ派遣された同僚のA社における厚生年金保険の記録は、オンライン記録から確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 1 月から同年 10 月まで
② 昭和 40 年 1 月 10 日から 41 年 4 月 4 日まで
③ 昭和 41 年 4 月 16 日から同年 10 月 21 日まで
④ 昭和 52 年 1 月 12 日から 53 年 2 月 1 日まで

厚生年金保険被保険者記録によると、昭和 36 年 1 月から同年 10 月までの期間、40 年 1 月 10 日から 41 年 4 月 4 日までの期間、同年 4 月 16 日から同年 10 月 21 日までの期間及び 52 年 1 月 12 日から 53 年 2 月 1 日までの期間の記録が無いが、当該期間は A 社、B 社、C 社及び D 社において勤務していた。当時の手帳のメモにより、当該期間に勤務していたことが分かるので、調査の上、申立期間について被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A 社に勤務していたと述べている。

しかし、A 社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録は確認できない上、申立人は当時の事業主及び同僚等の氏名を覚えていないため、申立てに係る証言を得ることはできず、申立人の当該期間における勤務実態を確認できない。

また、オンライン記録において、A 社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

さらに、申立人は給与明細書等の資料を所持していないため、当該期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除について確認はできない。

申立期間②について、雇用保険の被保険者記録及び申立人が提出した B 社に係る身分証明書（昭和 41 年 1 月 18 日発行）の写しから、申立人が

41年1月7日から同年4月4日までの期間において、同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間②においてB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できる者のうち、連絡の取れた元社員3人は、いずれも申立人を覚えていないため、勤務実態が確認できない上、当該3人は自身の入社日と厚生年金保険被保険者の資格取得日は、数箇月から2年間の相違があると述べていることから、同社では従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、B社は既に解散し、当時の事業主も死亡しているため、申立期間②当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は確認できず、申立てに係る保険料控除について確認はできない。

さらに、申立期間②におけるB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は確認できず、健康保険の整理番号の欠番も無い。

加えて、申立人は給与明細書等の資料を所持していないため、当該期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除について確認はできない。

申立期間③について、当時の同僚の証言及び申立人が当時書いた手帳の写しにより、申立人が当該期間においてC社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、雇用保険の被保険者記録から、事業所名は不明であるが、申立人が昭和41年10月1日に資格を取得し、46年9月20日に同資格を喪失している記録が確認でき、これは、申立人のC社における厚生年金保険被保険者記録とほぼ一致していることが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた元社員は、「申立人のことは覚えていないが、当時は見習期間があったと思う。」と述べている。

さらに、C社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録は確認できず、申立てに係る勤務実態及び保険料控除について照会することができない。

加えて、申立人が書いた当時の手帳の写しから、昭和41年6月から同年10月までの期間に給料の支給があったことはうかがえるが、当該期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除について確認はできない。

申立期間④について、当時の同僚の証言及び申立人が当時書いた手帳の写しにより、申立人が当該期間においてD社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立人のD社に係る雇用保険の被保険者記録から、申立人は昭和53年2月1日に資格を取得し、同年6月1日に同資格を喪失していることが確認でき、これは、申立人の同社における厚生年金保険被保険者記録と一致していることが確認できる。

また、オンライン記録から、申立人が、申立期間④において国民年金に加入していることが確認できる上、当該期間のうち、昭和52年2月及び

同年3月は国民年金保険料の納付済期間、同年4月から53年1月までは申請免除期間となっていることが確認できる。

さらに、D社の事業主に対する文書照会の回答が得られないため、申立てに係る回答は得られず、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）も入手できないため、申立てに係る勤務実態及び保険料控除について確認はできない。

加えて、申立人は給与明細書等の資料を所持していないため、当該期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除について確認はできない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月31日から同年2月1日まで

私は、昭和61年4月1日にA社に入社し、平成元年1月31日まで、派遣先であるB社において継続して勤務した後、翌日からは、C社に入社したため、厚生年金保険被保険者期間に空白は無いはずである。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は平成元年1月31日までA社に勤務していたと主張している。

しかし、雇用保険の加入記録では、申立人は平成元年1月30日に離職していることとなっている上、A社が保管している雇用保険被保険者資格喪失確認通知書でも、申立人は同日に同社を離職していることが確認できる。オンライン記録における申立人の同社の被保険者資格喪失日は当該離職日の翌日となっており、両者の喪失記録は合致している。

また、申立人と同様に、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が月末である同僚に照会したところ、「申立期間当時、A社は、月末退社を認めておらず、「退職日は、その前日になる。」と説明を受けた。私は月末退社を希望したが認められず、平成元年4月28日付けで退職した。」と回答している。

さらに、A社の事務担当者は、「当社の社員は日給月給制であり、保険料が多くなるため、退社時期を月末より前にずらしていた時期があると聞いている。」と回答している。

このほか、申立人は申立期間に係る給与明細書を保管していない上、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年ごろから 41 年ごろまで
② 昭和 41 年ごろから 45 年 11 月ごろまで

私は、A社に昭和39年ごろから41年ごろまで正社員として勤め、給与から厚生年金保険料を控除されていたのに、その期間の厚生年金保険被保険者としての記録が無いとされている。

B社に昭和41年ごろから45年11月ごろまで正社員として勤め、給与から厚生年金保険料を控除されていたのに、その期間の厚生年金保険被保険者としての記録が無いとされている。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社に勤務し、工場はC駅前であった旨主張している。

しかしながら、A社は、当該期間当時の退職者名簿等の人事関係書類を確認したが、申立人の名前を確認ができなかったと回答している上、同社の事務担当者は、その当時も現在も同社の工場は現在地に所在しており、C駅前には存在しなかったと証言している。

また、申立人は、当時の上司及び同僚について記憶していないことから、当該期間の勤務実態及び保険料控除についての証言が得られない。

さらに、当該期間にA社に在籍が確認できる複数の同僚に照会したが、全員が申立人を記憶していないと回答している。

加えて、申立人は、当該期間の保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等を所持していないことから、当該期間の保険料控除に関して確認することはできない。

申立期間②について、申立人はD市E地に所在していたB社に勤務し、同社はF工事をしていたと主張している。

しかしながら、申立人が主張している所在地には、B社と同名の事業所が存在していたものの、その事業所は「G工事事務所」として存在しており、申立人が主張するF工事をしていたB社とは異なると思われる上、当該期間当時は既に適用事業所でなくなっている。そのほかにもB社と同名のほかの事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿でも申立人の名前は確認できない。

また、申立人は、同僚の名字しか記憶していないことから、住所が不明で照会することができないため、当該期間の勤務実態及び保険料控除についての証言が得られない。

さらに、申立人が主張するB社については特定することができないため、事業所に対する照会により、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、申立人は、当該期間の保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等を保管していないことから、当該期間の保険料控除に関して確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 1 月 21 日から 21 年 9 月 1 日まで

A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、昭和 18 年 1 月 21 日から 21 年 9 月 1 日までの厚生年金保険の被保険者記録が無い。夫は 12 年 10 月にA社に入社し、23 年 6 月に同社を退職した。18 年 1 月に同社本社から同社C工場に出向し、それ以後は退職するまで同社C工場勤務していた。申立期間に同社C工場働いていたことに間違いなく、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は夫は昭和 18 年 1 月 21 日にA社本社から同社C工場に転勤になったと述べている。

しかしながら、A社C工場は昭和 19 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、18 年 1 月 21 日から 19 年 4 月 1 日までの期間は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、B社は当時の資料を保管しておらず、申立人の在籍について確認できないと回答している。

さらに、申立人が名前を挙げたA社の同僚は、「申立人のことを知っているが、私は昭和 18 年 12 月に出征しており、申立期間当時は同社で働いていなかった。」と証言していることから、申立人の当該期間における同社での勤務実態については確認することができない上、当該期間当時に同社本社及び同社C工場において厚生年金保険被保険者記録があり、連絡先の判明した 8 人に対する文書照会においても、申立人の勤務実態に係る証

言を得ることができなかった。

このほか、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳において、申立人は昭和 17 年 6 月 1 日に A 社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、18 年 1 月 21 日に同資格を喪失し、21 年 9 月 1 日に同社 C 工場において同資格を取得し、23 年 6 月 30 日に同資格を喪失していることが確認でき、同社及び同社 C 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、同様の被保険者資格取得及び資格喪失の記録が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 3917

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 5 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 30 年 12 月 1 日から 32 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 32 年 5 月 1 日から 33 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 30 年 5 月に A 社に入社したが、勤務が昼夜の 12 時間交代制で激しかったので、同年 11 月末に退職した。その次に、同年 12 月に B 社に入社したが、給料の割に社会保険料の控除額が多く、それでトラブルになり 32 年 3 月末に退職した。これらの会社では、厚生年金保険の被保険者記録が無い。また、同年 5 月に C 社に入社し、35 年 8 月末まで勤務していたのに、32 年 5 月から 33 年 2 月までの期間が厚生年金保険の被保険者となっていない。

申立期間①から③までについては、ずっと正社員として厚生年金保険料も給与から控除されていたはずなので、被保険者としての記録が無いのは納得できない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の詳細な記憶から、期間は特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社の所在地を管轄する法務局に同社の商業登記の記録が確認できないことから、申立期間①当時の事業主及び役員の住所等が不明であり、申立人の勤務実態及び保険料控除についての供述を得ることができない上、同社は、昭和 31 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているため、申立期間①当時の社会保険及び給与に関する資料は無い。

また、A 社は、昭和 30 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①のうち同年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日までは、適用事業所となっていない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、当該期間のうち、同年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期

間に申立人の名前の記載が無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、A社において、申立期間①に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚は、「申立人のことは覚えていない。1年ほど勤務したが、入社当初は厚生年金保険に加入していなかった。」と述べている。

申立期間②について、申立人は、B社における勤務内容等を詳細に記憶していることから、期間は特定できないものの、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、オンライン記録では、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人は、事業主及び同僚の名前を記憶していないため、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除について供述を得ることができない。

さらに、申立人が当該期間に実際に作業していたとする施設及びD社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の名前は確認できない。

申立期間③について、申立人は、昭和32年5月からC社に勤務していたと主張しているが、同社の当時の役員名が不明であるため、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除についての供述を得ることができない上、同社は、平成5年7月31日に解散しているため、当該期間当時の社会保険及び給与に関する資料は無い。

また、C社において、申立期間③に厚生年金保険の資格を取得した複数の同僚は、申立人のことを覚えていないとしており、申立人の当該期間における勤務実態等について供述を得ることができない。

さらに、C社に係る申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、昭和33年3月1日に払い出されている上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は同年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、35年9月1日に同資格を喪失しており、当該期間に申立人の名前の記載が無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人は、申立期間①から③までにおいて、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間①から③までにおける勤務実態及び保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 37 年 2 月 1 日まで
私は、昭和 33 年 9 月 1 日から 37 年 1 月 31 日まで、A 県立 B 所に、臨時職員として継続して勤務していたにもかかわらず、35 年 4 月 1 日から 37 年 2 月 1 日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。当該期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間について、C 共済組合 A 県支部に照会したところ、同共済組合から、「昭和 35 年 4 月 1 日から 38 年 5 月 31 日まで、同共済組合の加入期間であるが、当該期間については一時金として清算されている。」と回答があった。

また、申立人と同じ雇用形態である複数の同僚は、「採用された当初は、厚生年金保険加入の臨時職員であったが、昭和 35 年ごろ、A 県立 B 所の正職員になるための試験に合格して、共済組合に加入となった。」と証言している。

さらに、申立人は、申立期間に係る保険料控除を確認できる給与明細書等を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年1月11日から同年7月21日まで
私は、C県D市にあったA事務所(現在は、B事務所)のE施設に昭和27年10月1日から31年7月20日まで勤務していた。
しかし、勤務していた期間のうち、昭和31年1月11日から同年7月21日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する臨時許可の入管許可証から、申立人が昭和31年4月11日から同年7月20日までの期間にA事務所(E施設)で勤務していたこととはうかがわれる。

しかしながら、B事務所は「申立人のB事務所における厚生年金保険加入期間は、昭和30年6月1日から31年1月11日までの期間のみである。」と回答しており、申立期間に係る厚生年金保険料控除の確認ができない。

また、申立人は、申立期間において一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないとしており、同僚からの供述を得ることができない。

さらに、申立人は、給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立期間について、申立人の厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月 19 日から 44 年 4 月 11 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の記録を確認したところ、A 社に勤務していた昭和 40 年 1 月から 44 年 3 月までの期間は脱退手当金を支給済みであると言われた。B 社を退職した時は、確かに脱退手当金を受給したが、夫から、将来の年金受給のために一時金をもらってはいけなく注意されていたので、結婚後に就職した A 社を退職した後に、脱退手当金を受け取った覚えはないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間を支給期間とした脱退手当金の月数に誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 1 か月後の昭和 44 年 5 月 6 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給することは考えられないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から 31 年 5 月 9 日まで
② 昭和 41 年 2 月 25 日から同年 7 月 23 日まで

私は、昭和 29 年に中学校を卒業し、集団就職で A 社に入社した。夜間高校に通いながら 31 年 5 月 8 日まで勤務していたが、その期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。また、申立期間②は、B 社に勤務していたが、その期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の記憶及び商業登記簿謄本から A 社の存在が確認できることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、申立期間①当時、A 社は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人は A 社の同僚の氏名を記憶しておらず、特定ができないため、当時の勤務実態及び保険料控除についての証言が得られない。

さらに、A 社と同業種の事業者の団体である C 組合に照会したところ、同社に勤務したことがあると述べている者が判明したが、当該者は、「A 社は 3 名の個人商店だった。その後に社名変更し有限会社となったが、経営内容も悪く、倒産した。組合にも加入していなかった。」と述べている。

加えて、A 社は既に解散しており、このほかに、申立人の当該期間における厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人の入社経緯や勤務状況の記憶及び複数の同僚の証言から、申立人が B 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人を勧誘した同僚2名は、B社で厚生年金保険の被保険者記録があるが、既に亡くなっており、申立人の勤務実態及び保険料控除についての証言を得ることができない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において当該期間に被保険者資格を取得している者は見当たらない上、申立人が記憶している複数の同僚も同社での被保険者として記録は無い。

さらに、上記被保険者名簿をみても申立人の氏名が無い上、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、B社は既に解散しており、申立人の当該期間における保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 1 月から 19 年 11 月まで

私は、平成 7 年 3 月 1 日から 19 年 12 月 1 日まで、A 社で E 業務に従事していた。16 年 1 月ごろ社長から、同社に在籍したまま同一所在地の B 社の執行社員になるように言われ承諾した。二つの会社から給料を受け取る形となるが、勤務場所も変わらないし、私には何も迷惑をかけることはないと言われていた。

ところが、ねんきん定期便で確認した申立期間の標準報酬月額は、実際に受け取っていた給与の金額と異なり、納得がいかないので調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、D 市の市民税・県民税証明書から、申立期間において、従前と同程度の給与収入があることが確認できる。また、申立期間において B 社の執行社員を命じられていたと述べているが、A 社が保管している辞令から、平成 15 年 10 月 1 日付けでグループ会社の C 社への出向を命じられていたことが確認できる。

しかしながら、A 社の事業主は、「申立期間において C 社は厚生年金保険の適用事業所ではなく、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」旨の回答をしているところ、オンライン記録により、同社は平成 14 年 4 月 27 日に適用事業所ではなくなっており、申立期間においては適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、事業主が保管している A 社及び C 社の賃金台帳から、申立人は申立期間に両社から給与を支給されているが、厚生年金保険料は、A 社の給

与から控除されているものの、C社の給与から控除されていないことが確認できるところ、申立人の申立期間に係るD市の市民税・県民税証明書において、給与収入額は、A社及びC社の賃金台帳の給与及び賞与の合算額と一致し、社会保険料控除額は、A社の賃金台帳の金額の合計額と一致している。

さらに、A社が社会保険事務所（当時）に提出した健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届から、事業主が申立人の標準報酬月額についてオンライン記録どおりの届出を行っていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 12 月から 52 年 3 月まで
私は、昭和 51 年 12 月から 52 年 3 月ごろまで A 社でアルバイトとして勤務し、B 業務に従事していた。
しかし、申立期間の厚生年金保険の記録がすべて無いので、申立期間について、被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた当時の総務人事担当者と同姓の被保険者が、申立期間に A 社において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は申立期間にアルバイトとして勤務していたとしているところ、上記総務人事担当者は、当時、A 社では正社員のほかに、正社員より 1 時間程度労働時間が少ないパートタイマーを雇用していたが、厚生年金保険には加入させていなかったと供述している。

また、申立期間における A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立期間に係る雇用保険の加入記録も確認できず、申立てに係る事実をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 6 月 27 日から 23 年 1 月 21 日まで
私は、昭和 21 年 6 月 27 日に A 社に入社し 23 年 1 月 20 日に退社するまで B 職として継続して勤務していたが、厚生年金保険被保険者の記録が無い。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の辞令簿及び同僚の証言から、申立人が同社に申立期間に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が記憶している上司は 3 名とも、昭和 25 年 2 月 1 日に厚生年金保険に加入していることが確認できる。なお、上司の 1 名は、明治 27 年生まれであり、この上司の娘によると父は戦前から同社に勤務していたと述べている。

また、申立人が記憶している同僚の 1 名は、A 社で申立人と一緒に B 職として勤務していたが当初は見習であったと記憶しており、同社では厚生年金保険に加入していないと述べている。

さらに、A 社では、関係書類は保管しておらず、申立人も厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等を所持していない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関係資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 1 月 1 日から 39 年 3 月 7 日まで
A社には、昭和 35 年 10 月 20 日から 40 年 4 月 16 日まで勤務していた。

厚生年金保険被保険者記録では、申立期間が被保険者期間となっていない。

申立期間当時は、結婚をし、第一子も生まれるなど、健康保険被保険者証が必要な時期であり、A社から健康保険被保険者証をもらっていたのは間違いないので、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いとされているのは納得がいかない。

調査をして、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記の記録及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和 39 年 3 月 7 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日に申立人を含めた5名が厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、それ以前に同社で同資格を取得している者はいない。

さらに、同僚が、「A社には、昭和 36 年 2 月に入社した。入社後、2年ないし3年は社長、申立人と私の3名であった。」と述べていることから、申立期間当時には、同社は適用事業所の要件を満たしていなかったこ

とがうかがわれる上、その同僚は、「39年3月7日まで厚生年金保険に加入していなかった。」旨の供述をしている。

加えて、A社は既に解散しており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る保険料控除に関する証言を得ることができない上、同僚に対する照会でも、申立期間に保険料を事業主により給与から控除されていたとする証言を得ることができない。

このほか、厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月1日から31年8月1日まで

私は、昭和28年9月ごろから31年7月ごろまで、A社B出張所のC班宿舎に寝泊まりしながら工事に従事していたが、この期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。なお、厚生年金保険の被保険者証は、同社B出張所を退職する時にもらったが、紛失してしまった。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の写真を所持し、業務内容及びその他の記憶から、期間は特定できないものの、申立人がA社B出張所の工事現場で従事していたことは推認できる。

しかし、A社は申立人が同社に在籍した記録が無いと回答している上、申立人は事業主をD氏であったとし、「D・C班」に所属する季節労働者であったと述べている。

また、申立期間とほぼ同時期にA社B出張所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚7人に照会したところ、回答があった4人とも申立人を記憶しておらず、「D・C班」に心当たりがないと述べている。

さらに、D氏及びC氏は、既に亡くなっており、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

加えて、申立人と同様にA社B出張所のC班宿舎にいたとしている同僚は、同社B出張所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿にその氏名は見当たらない。

このほか、申立人には、給与明細書などの保険料控除を確認できる資料や保険料控除に関する具体的な記憶が無く、厚生年金保険料の控除を推認

できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月ごろから 48 年 2 月ごろまで
私は、A社又は類似する名称のB社に昭和 47 年 10 月ごろから 48 年 2 月ごろまで勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が空白となっているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社又はB社の所在地及び職務内容を詳細に記憶していることから、期間は特定できないがA社又はB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社又はB社は、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、管轄する法務局に商業登記の記録も確認できないことから、申立人が勤務したとする事業所を特定することができない。

また、申立人は、事業所の正式名称、事業主及び同僚の氏名を記憶していないことから、申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 7 年 5 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
② 平成 8 年 2 月 1 日から 10 年 6 月 30 日まで
③ 平成 12 年 9 月 1 日から 13 年 4 月 1 日まで

申立期間①は、人材派遣会社に複数登録していたので派遣元の会社名は明確に覚えていないが、派遣労働者として、A社の仮設事務所に勤務していた期間である。申立期間②は、B社の契約社員として、C社の協力会社として契約していたD社を通じて雇用されていた。しかし、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間③は、平成 12 年 9 月から 13 年 11 月まで、人材派遣会社のE社F支社から、G社に派遣労働者として勤務していた期間のうち、申立期間③の厚生年金保険の被保険者記録が無い。E社の担当者とは、上記勤務期間について正しいと確認が取れている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、人材派遣会社からの派遣労働者としてA社の仮設事務所に勤務していたと述べているところ、同社は、「当時の担当者が、申立人以外に2人ぐらい派遣労働者がいたと述べている。」と回答していることから、申立人が当該仮設事務所で勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、「当時の派遣契約に関する書類は、すべて廃棄済みのため、詳細は確認できない。」としており、申立人の当該期間における勤務実態を確認できない。

また、申立人は、当該期間における派遣元会社の記憶が曖昧である上、

当該期間における預金口座にH社からの入金記録が確認できたとして、派遣元として同社を挙げたが、社団法人Iの会員会社一覧及びオンライン記録において、同社の記録は確認できないため、申立人の勤務実態及び保険料控除を確認できない。

さらに、申立人は、当該期間に居住していた市において、国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

申立期間②について、申立人は、B社の契約社員として、C社に勤務していたと述べている。

しかし、C社は、「自社の契約社員の名簿等に、申立人の名前は無い。」と回答しており、B社は、「申立人には、個人事業主として仕事を委託していたので、雇用はしていなかった。厚生年金保険料の控除もしていない。」と回答している。

また、申立人がC社の協力会社であったとするD社とは連絡が取れず、申立てに係る証言を得ることができない。

さらに、申立人は、当該期間に居住していた市において、国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

申立期間③について、申立人は、「人材派遣会社のE社F支社から、G社に派遣され、同社で派遣労働者として勤務しており、E社の担当者とは勤務期間について平成12年9月から13年11月までであるとの確認が取れている。」と述べている。

しかし、E社は、「保存期限経過により資料を廃棄したため、勤務実態を確認できない。」と回答しており、G社は、「資料が無いため、派遣元会社は不明であるが、派遣労働者を当社で厚生年金保険に加入させることはなかった。」と回答しているため、当該期間の勤務実態及び保険料控除について確認できない。

また、申立人が提出した預金元帳により、給与振込が確認できるが、給与振込人の名前が無く、事業主を特定することができない。

さらに、申立人は、当該期間に居住していた市において、国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実、これまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から27年12月25日まで
私は、A社に昭和26年4月1日から27年12月24日まで勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。給与明細書等は残っていないが、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げている兄及び同級生の証言から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていない上、事業を継承しているB社は、「合併を繰り返し現在に至るため、申立期間を確認できる資料が無く不明である。」と回答しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人とA社で一緒に勤務していたとしている同僚は、申立期間において、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険被保険者記録を確認できるが、同社で申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人は、申立期間における厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年から 40 年まで

私は、昭和 38 年から 40 年まで A 社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、申立期間を厚生年金被保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に昭和 38 年から 40 年まで勤務していたと主張している。しかし、前後の厚生年金保険及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が同社に勤務していたと考えられる期間は、38 年 11 月 22 日から 39 年 5 月 1 日までの間の期間であると推認できる。

また、申立人を知っていると回答した同僚は、その記憶する入社日の 10 か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、A 社では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれ、申立人についても同様の取扱いがなされたと考えるのが自然である。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名も見当たらず、申立期間に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月 21 日から 43 年 9 月 7 日まで

自分の年金の記録を確認したところ、A社を退職した後に脱退手当金の手続を行った記録となっていた。私は、昭和 41 年 3 月にB社を退職した後、社会保険事務所（当時）に出向き脱退手当金の手続を自分で行ったことは記憶しているが、A社に勤務していた期間については脱退手当金の手続は行っていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、同一の被保険者記号番号で管理されている申立期間とそれ以前の期間を支給期間とした脱退手当金の月数に誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月後の昭和44年1月31日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、申立期間より前に勤務したB社については、脱退手当金を同社退職直後、A社に入社する前に受給したと主張しているが、申立期間より前に脱退手当金の支給手続が行われた形跡は無く、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、同社を脱退手当金支給に係る最終事業所とする者には脱退手当金の支給記録を表す「脱」表示があるところ、申立人には当該表示が無い上、申立人が受給を認めているのは同社における被保険者期間のみであるが、申立期間より前に脱退手当金を受給していた事情はいかたがえないことから、A社についても併せて受給したと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 8 月 1 日から 8 年 8 月 15 日まで

私は、昭和 34 年 4 月に父が経営している A 社に入社し、平成 3 年 11 月から実質的な会社責任者となり同社を運営したが、経営悪化に伴い社会保険事務所（当時）の指示に従って申立期間の標準報酬月額の引下げに至った。納得できないので、申立期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成 6 年 8 月から同年 10 月までは 53 万円、同年 11 月から 8 年 7 月までは 59 万円と記録されていたが、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 8 年 8 月 15 日）の後の同年 8 月 16 日に、9 万 2,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間当時、A 社の代表取締役として同社に在籍していたことが、オンライン記録や同社の商業登記簿謄本により確認できる。

また、申立人は、「厚生年金保険料納付の件で、社会保険事務所年金徴収係より呼び出しを受け、担当官から今まで納付した厚生年金保険料をさかのぼって最低払込額まで引き下げる書類を渡され、印鑑を押した。」と述べていることから、申立人は当該訂正処理に同意したものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、A 社の代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の訂正について同意しながら、当該訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年8月1日から28年4月26日まで
母が病弱で継続して医療を受ける必要があったので、転職に際しては、両親を健康保険の扶養家族として加入させることを必須条件として就職していたので、A社からB社に転職した際に8か月も厚生年金保険の被保険者期間が空くことは考えられないことから、調査して被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてB社に勤務していたことは、同僚の証言及び同社の後に勤務したC社の社員カードに記載されている職歴から推認できる。

しかし、申立期間にB社の代表取締役であった者は既に亡くなっており、保険料控除や厚生年金保険の取扱いについて聴取することができない。

また、照会した同僚のうち2名は、入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日が違っていると回答しており、相違する期間については、1名は1年、もう1名は3か月と証言していることから、B社では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びオンライン記録の資格取得日とB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格取得日とは一致しており、当該名簿の健康保険の整理番号に欠番は無く、不合理な事務処理が行われた形跡もうかがえない。

加えて、申立人は申立期間当時の給与明細書や源泉徴収票などの保険料控除を確認できる資料を保管していない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 5 月 7 日から 29 年 1 月 9 日まで
② 昭和 39 年 3 月 10 日から同年 8 月 22 日まで
③ 昭和 43 年 10 月 2 日から 44 年 3 月 28 日まで

私が保管している船員手帳では、昭和 28 年 5 月 7 日から 29 年 5 月 10 日まで A 船舶において雇入契約が記載されているが、28 年 5 月 7 日から 29 年 1 月 9 日までの期間が船員保険の被保険者期間となっていない。また、39 年 3 月 10 日から同年 8 月 22 日までの B 船舶と、43 年 10 月 2 日から 44 年 3 月 28 日までの C 船舶においても、船員手帳には雇入契約が記載されているが、その期間は船員保険の被保険者期間となっていない。これらの期間を船員保険の被保険者期間として、認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の保管している船員手帳には、A 船舶の雇入れは昭和 28 年 5 月 7 日、雇止めは 29 年 5 月 10 日として雇入契約の期間が記録されていることから、申立人は当該期間について船員保険被保険者期間が欠落していると主張している。

しかしながら、船員手帳への雇入契約の記載は、海上労働の特殊性を考慮し労働者保護の実効性を期するため、船員が船舶に乗り組む前に行政庁が予めその労働契約の適法性等を確認するために設けている船員法に基づく労働契約の公認制度であり、船員手帳に記載された労務契約と船員保険の加入期間とは必ずしも一致するものではない。

また、船員手帳及び船員保険被保険者名簿から、A 船舶は申立人の当該期間に係る雇入契約期間中に船舶所有者及び船長の変更が確認でき、船舶所有者変更前の船員保険被保険者名簿において、申立人の当該期間前の被

保険者記録は確認できるものの、当該期間には申立人の名前は見当たらず、これは申立人の船員保険被保険者台帳（旧台帳）の記録及びオンライン記録とも一致している。

さらに、申立人が主張する船員手帳に記載されている雇入期間のうち、A船舶における被保険者資格取得日は、申立人を含む全被保険者が昭和29年1月10日となっており、船舶所有者変更後の船員保険被保険者名簿では当該期間に係る船員保険被保険者資格を取得している者は確認できない。

加えて、当該期間におけるA船舶の船長は連絡先が不明であり、また申立人と同様に当該期間の前後にA船舶で被保険者資格を有する者は所在不明で確認できないことから、申立人の当該期間に係る保険料控除について確認できない。

このほか、申立人も当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料を保管していない。

申立期間②について、申立人の保管している船員手帳には、B船舶の雇入れは昭和39年3月10日、雇止めは同年8月22日として雇入契約の期間の記録があり、また、申立期間③についても、C船舶の雇入れは43年10月2日、雇止めは44年3月28日として雇入契約の記録があることから申立人はこの期間を船員保険被保険者期間であると主張している。

しかし、申立人は、「船員手帳を仲介人に預け名義貸をしたので、申立期間②及び③は実際には乗船していない。」と述べている上、オンライン記録によると、申立人は、昭和39年1月5日から同年9月1日までD社において厚生年金保険被保険者であったことが確認でき、42年10月28日から45年1月26日までは国民年金に加入し保険料が納付済みであることが確認できる。

また、申立人は、「名義貸しの謝礼金から船員保険料が差し引かれていた。」と述べているが、保険料控除を証明する資料を保管していない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月ごろから 44 年 6 月 26 日まで
私は、昭和 40 年 2 月に A 社を退職し、同年 4 月から B 社に勤務していたところ、A 社の代表取締役役に、再度同社に勤務してほしいと頼まれたため、B 社を退職し、43 年 1 月ごろから A 社に勤務した。
昭和 44 年の勤務中に事故を起こしたことがきっかけとなり、同年 6 月 25 日に給与を受け取って A 社を退職した。
昭和 43 年 1 月ごろから 44 年 6 月 26 日までの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人の勤務状況についての記憶から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間のうちの一部期間において、A 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人は、申立期間において A 社に勤務していた者として申立人を含め 5 名の氏名を挙げているが、当該 5 名のうち、申立人が自身と同時期に同様の業務に従事していたとする同僚を含め 4 名については、同社において厚生年金保険の被保険者となっていない。

また、A 社において昭和 44 年に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる 1 名が供述した同年 6 月当時の同社の在籍者数と記録上の厚生年金保険被保険者数は大きく相違している。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、A 社は既に事業を廃止し、昭和 63 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主も既に死亡しており、申立期間

当時の経理担当者からの証言も得られないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することはできない。

このほか、申立期間について、申立人の勤務実態及び保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 10 月 1 日から 14 年 6 月 1 日まで

私は、A社に平成9年4月1日から14年5月31日まで勤務していた。厚生年金保険の加入記録を照会したところ、標準報酬月額が13年10月から下げられていた。申立期間当時、給料は40万円以上もらっていた。給与明細書があるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人の所持するA社の平成14年3月から同年5月までの給料明細書及び事業主が保管している13年10月から14年5月までの期間の賃金台帳から、申立人の主張どおり、44万円の標準報酬月額に見合う報酬が支払われていたことが確認できる。

しかしながら、これら給料明細書および賃金台帳に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、事業主は、「申立人は、平成13年5月から同年7月まで欠勤による賃金の減額があったことにより、同年10月の定時決定において、標準報酬月額を44万円から30万円に引き下げた。」と回答しているところ、

事業主が保管している賃金台帳によると、13 年 5 月から同年 7 月までの期間については、30 万円の標準報酬月額に見合う報酬が支払われていたことが確認できる。

さらに、オンライン記録をみても申立人の標準報酬月額について、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 5 月 1 日から 48 年 1 月 1 日まで
② 昭和 48 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
③ 昭和 48 年 5 月 11 日から同年 7 月 21 日まで

私は、A市の会社で一緒に勤務していた同僚に誘われ、昭和 44 年 5 月にB市にあったC社に入社し、47 年 12 月末に退職した。そして、D 市に転居し 48 年 4 月の 1 か月間、E社で勤務した後に、またB市に戻り同年 5 月 11 日から約 2 か月間、F社で勤務した。これらの期間について、厚生年金保険の被保険者としての記録が無いのは納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の雇用保険の加入記録並びに当時のC社の事業主及び複数の同僚の証言から、申立人が同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人はC社において現場監督であったと述べているところ、上記の事業主は、「申立期間①当時、厚生年金保険に加入させていたのは、身内、土木技術者 1 級などの有資格者及び事務職員だったと思う。現場作業員は日雇労務者として取り扱っており、厚生年金保険には加入させなかった。」と回答している。

また、申立人が記憶している複数の同僚は、「工事現場には季節労働者が多数働いており、その人達は厚生年金保険には加入していなかった。申立人の当時の雇用形態は知らないが、申立人は、現場監督を務めていたので、冬期間は仕事が無く季節労働者扱いされていた可能性はある。」と供述している。

申立期間②について、申立人は、昭和 48 年にD市に転居し同年4月の1か月間、E社で勤務したと主張しているが、同社における雇用保険の加入記録は無い上、同社は、57年3月に解散しており、当時の社会保険及び給与に関する資料を得ることができず、申立人の勤務実態及び保険料控除については不明である。

また、E社の申立期間②当時の事業主から申立人の勤務実態及び保険料控除に関する回答が無い上、ほかに役員がいなかったため、申立人の勤務実態及び保険料控除について聴取することができない。

さらに、申立人は、Gという上司を記憶しているが、E社における厚生年金保険の被保険者にはGという名前は見当たらないため、申立人の勤務実態及び保険料控除について聴取することができない。

加えて、当該期間にE社における厚生年金保険の被保険者は事業主を除き5名いるが、回答のあった4名は申立人のことを記憶していないため、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

申立期間③について、申立人の雇用保険の加入記録から、申立人は、当該期間においてF社に勤務していたことが確認できる。

しかし、当時の事業主の妻は、「申立人から次の仕事を見つけるまで手伝ってくれと言われたので、手伝ってもらったことがあったが、勤務期間が短かったので、厚生年金保険には加入していないと思う。」と供述している。

また、当該期間にF社における厚生年金保険の被保険者は事業主を含め8名いるが、そのうちの1名の同僚は、申立人が当該期間に同社に勤務していたことは記憶しているが、給与から厚生年金保険料が控除されていたかについては分からないと述べている。

さらに、申立人は、別の同僚の名前を記憶していたが、連絡先が不明であるため申立人の当該期間における保険料控除について聴取することができない。

このほか、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料を保管しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 26 日から同年 6 月 1 日まで
A社に勤務中の昭和 33 年 4 月ごろ、社名がB社に変更したと記憶しているが、私は、勤務地も仕事内容も変わらずに継続して勤務していた。
しかし、社名変更の際の昭和 33 年 4 月 26 日から同年 6 月 1 日までの厚生年金保険の記録が欠落しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び申立人の勤務に係る記憶から、申立人が申立期間についてB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は、昭和 33 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる上、同社が厚生年金保険の適用事業所となった月に被保険者資格を取得している者は、申立人を含めて 32 名確認できるところ、この 32 名は、すべてA社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年 4 月 26 日に、同社において被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、前述の 32 名のうち 11 名に照会したところ、申立期間当時に厚生年金保険料の控除があったと明確に記憶している者はいなかった上、前述の 32 名に係るオンライン記録を確認したところ、事業主を含めてすべての者が申立人と同様に申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。

さらに、申立人及び複数の同僚は、昭和 33 年 4 月ごろにA社はB社に社名変更しただけであったと記憶しているところ、オンライン記録による

と、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年4月26日に同社において厚生年金保険被保険者資格を喪失している者は86名おり、うち申立人を含め32名がB社に異動しており、残りの54名の中には、新たに別事業所を立ち上げ、事業主となっている者やその従業員となっている者もいることから判断すると、単にA社がB社に社名変更しただけとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保管しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 3939

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 4 日から 35 年 4 月 1 日まで
② 昭和 35 年 5 月 1 日から 39 年 1 月 21 日まで

私の年金記録を確認したところ、B社及びA社に勤務した期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が、脱退手当金の支給済みとなっていた。しかし、脱退手当金をもらった覚えはないので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から昭和 39 年 4 月 9 日に当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている。

また、申立人の脱退手当金は、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月後の昭和 39 年 6 月 4 日に支給決定され、同一の被保険者番号で管理されているB社及びA社の二つの申立期間を支給期間とした脱退手当金の支給月数及び支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 11 月 1 日から 44 年 6 月 1 日まで
私は、昭和 43 年 11 月 1 日から 44 年 5 月 31 日まで A 社に勤務していた。厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間は、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。確かに勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の事業主が、期間は特定できないが、申立人が勤務していたと回答していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が勤務していたとする A 社は、オンライン記録によると、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、事業主は、申立期間は、A 社は個人事業所であり、厚生年金保険への加入手続を行っておらず、保険料の控除は行っていないと回答している。

さらに、A 社は、昭和 45 年 4 月 1 日に法人となっているところ、同社の履歴事項全部証明書に記載されているほかの取締役及び申立人が名前を挙げた同僚は、連絡先が不明であり、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることができない。

加えて、申立人は、給与明細書等、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる資料を所持しておらず、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 3941

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 36 年 3 月 15 日まで
私は、昭和 33 年 4 月 1 日から 36 年 9 月末ごろまで A 社で勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社の入社時期は、昭和 33 年 4 月 1 日であると主張している。

しかし、申立人から入社時期を聴取した結果、「私は、小学校入学が 1 年遅れたため、21 歳で短大を卒業した後に A 社に入社した。」と述べていることから、短大卒業時期は昭和 36 年 3 月であり、オンライン記録の厚生年金保険被保険者資格の取得日（36 年 3 月 15 日）に不自然さはみられない。

また、昭和 36 年 2 月 16 日に A 社で資格を取得している同僚は、「申立人は、私とほぼ同時期に A 社に入社したと記憶している。」と供述している。

さらに、事業主から提出された申立人に係る賃金台帳によると、昭和 36 年 3 月から同年 8 月までの厚生年金保険料が控除されている上、各月の領収印欄に申立人の旧姓で受領印が押されており、オンライン記録の被保険者月数（6 か月）と一致することが確認できる。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間において、申立人の記録は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控

除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 20 日から 20 年 3 月 1 日まで
私は、平成 18 年 12 月から現在まで A 社に勤務しているが、フルタイムで雇用されているにもかかわらず、厚生年金保険に加入しないのはおかしいと、22 年 4 月に同社に掛け合ったところ、20 年 3 月まではさかのぼって加入することができたが、それ以前はさかのぼることができなかったため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管している労働契約書から、申立人が申立期間に A 社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、事業主が保管している賃金台帳一覧により、申立人は、給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料は給与から控除されていなかったと述べている。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 12 月ごろから 64 年 1 月 1 日まで
私は、昭和 59 年 12 月ごろ A 社に入社し、経理担当者から健康保険及び厚生年金保険の事務手続は同社で行う旨の話があった記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社の事業主や経理担当者の名前を詳細に記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、グループ企業であったと述べている B 社の事業主について、「A 社での同僚であり、その後、B 社に共に移った。」としているが、同事業主は A 社での厚生年金保険被保険者記録は確認ができない。

また、A 社に勤務していた同僚から、「申立人は、グループ会社である B 社の役員だったと記憶している。」との供述を得ている。

さらに、申立人の妻は、国民年金の強制加入者として昭和 58 年 4 月から 63 年 12 月まで国民年金保険料を現年度納付し、64 年 1 月に第三号被保険者へ種別変更していることが確認でき、この一連の手続は、申立人のオンライン記録における厚生年金保険被保険者記録と符合している。

加えて、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主は連絡先が不明のため、保険料控除について事業主から確認することはできない上、申立人は給与明細書等、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで
A社B部所属の申立人は、同社の子会社であるC社と平成 3 年 11 月 1 日から 4 年 10 月 31 日までの雇用契約を結んでいた。雇用契約の終了に伴い、本来なら資格喪失日を同年 11 月 1 日とすべきところ、誤って同年 10 月 31 日と届け出たので、申立期間の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社が保管している「出向者派遣に関する覚書」によると、申立人が平成 4 年 11 月 1 日付けで同社からA社B部に復職しており、申立期間にC社に勤務していたことは確認できる。

しかし、C社が保管している「賃金控除項目集計表」によると、C社の社会保険料は翌月控除であるところ、申立人について、平成 4 年 10 月の資格喪失月には、1 か月分の保険料のみ控除していることが確認できることから、当該保険料は同年 9 月の保険料であり、申立期間の保険料は控除されていないことが確認できる。

また、雇用保険の資格喪失日は、平成 4 年 10 月 30 日となっている上、C社の担当者は、申立人の厚生年金保険の資格喪失日を同年 11 月 1 日とすべきところ誤って同年 10 月 31 日と届け出たが、申立期間の保険料は控除していないと述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月 26 日から 59 年 1 月 1 日まで
私は、昭和 53 年 10 月に B 社を退社し、A 社を設立した。その後、6 年間もの間、厚生年金保険に加入していないのはあり得ない。従業員も 10 名程度はおり、社会保険に加入していなかったとは考えられないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の供述及び A 社における閉鎖登記簿謄本から、申立期間において、申立人が同社の代表取締役として勤務していることが確認できる。

しかし、A 社は、昭和 59 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A 社を共に設立したとする同僚について、同社の履歴事項全部証明書から役員であることが確認できるが、当該同僚も申立期間において同社における厚生年金保険被保険者記録の確認はできない。

さらに、B 社の後に A 社に勤務した同僚は、「自分も申立期間において勤務していたと思うが、当時の記録が従業員全員に無いなら、会社が厚生年金保険に加入していなかったのではないか。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 3946 (事案 2884 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月 15 日から 44 年 4 月 30 日まで

私は、厚生年金保険の被保険者記録を社会保険事務所(当時)に記録照会したところ、A社に勤務していた期間が脱退手当金の支給済みとの回答だった。覚えのないところだが、先の第三者委員会の見解の事業所による脱退手当金の代理請求を依頼していないし、脱退手当金を受け取ってもいない。昭和 44 年分退職所得の源泉徴収票・特別徴収票を提出するので、再度調査して申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給金額に計算上の誤りは無く、年金事務所が保管している申立人に係る脱退手当金裁定請求書によると、昭和 44 年 6 月 13 日に脱退手当金裁定請求書を受理、同年 7 月 28 日に決裁、同年 8 月 29 日に隔地払いが行われたことが確認できるとともに、申立人の住所については当該事業所が加入しているB厚生年金基金となっていることから、同社の事業主の依頼に基づき当該基金が代理請求を行っているものと考えられ、申立人の脱退手当金は同社における資格喪失日から約4か月後に支給決定されていることが確認でき、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないとして既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 6 月 11 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな資料として、「昭和 44 年分退職所得の源泉徴収票・

特別徴収票」を提出しているところ、支払者は厚生年金基金受託者の金融機関名及び金額の記載があり、申立人がA社における資格喪失時の同社が加入している厚生年金基金に係る脱退一時金の支払いを基に作成されたものであることが確認できる。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。